

習志野市教育委員会第1回定例会

日時:令和6年1月24日(水)15時00分

場所:市庁舎5階委員会室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和5年習志野市議会第4回定例会一般質問等について	(教育総務課) 1
(2) 令和6年度学校教育指導行政年間計画について	(教育総務課) 2
(3) 習志野市立小・中学校の保護者負担軽減に関する副教材費について	(教育総務課) 3
3 議決事項	
※議案第1号 令和5年度教育費予算案(3月補正)について	(教育総務課) 8
議案第2号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について	(教育総務課) 4
議案第3号 習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について	(教育総務課) 5
議案第4号 習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について	(学校教育課) 6
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和6年2月14日(水)午後1時30分	7
5 その他	

※は非公開の見込み

令和6年習志野市教育委員会第1回定例会 議題概要

【議案第1号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和5年習志野市議会第4回定例会一般質問等について

・令和5年習志野市議会第4回定例会一般質問等について、報告するものです。

報告事項(2)

令和6年度学校教育指導行政年間計画について

・令和6年度学校教育指導行政年間計画について、報告するものです。

報告事項(3)

習志野市立小・中学校の保護者負担軽減に関する副教材費について

・習志野市立小・中学校の保護者負担軽減に関する副教材費について、報告するものです。

議案第1号【非公開予定】

令和5年度教育費予算案(3月補正)について

・令和5年度教育費予算案(3月補正)について、市長に申し入れるものです。

議案第2号

習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

・昨今の児童生徒及び保護者のニーズ並びに時代の変化に柔軟に対応しつつ、将来の課題を的確に捉えた施策を実現していくことを目的として、令和6年4月1日付けで教育委員会事務局の機構改革を実施するため、改正するものです。

議案第3号

習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について

・昨今の児童生徒及び保護者のニーズ並びに時代の変化に柔軟に対応しつつ、将来の課題を的確に捉えた施策を実現していくことを目的として、令和6年4月1日付けで教育委員会事務局の機構改革を実施するため、改正するものです。

議案第4号

習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について

・令和6年4月1日施行の教育委員会事務局の機構改革に伴い、習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正するものです。

報告事項(1)

令和5年習志野市議会第4回定例会一般質問等について

令和5年習志野市議会第4回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和6年1月24日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和5年第4回定例会一般質問一覧表 教育委員会

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
12月5日	1	央 重則 (環境みらい)	該当なし		80	
	2	宮内 一夫 (市民の会)	3. 市内案内板についての請願が出され、全会一致で可決したが、どのように改善がされたのか。	社会教育課	80	1
	3	寺川 貴隆 (環境みらい)	該当なし		80	
	4	相原 和幸 (元氣な習志野をつくる会)	該当なし		60	
12月6日	5	佐藤 まり (市民の会)	4. 歴史資料専用展示スペースについて (1)実花公民館、東習志野図書館、東習志野コミュニティセンターの複合化の詳細について伺う (2)歴史資料専用展示室の詳細について伺う 5. 図書館機能の充実について (2)同公共スペースへの図書館機能の設置について伺う	総合教育センター 社会教育課 中央図書館	80	1
	6	市角 雄幸 (環境みらい)	該当なし		70	2
	7	田中 慶子 (公明党)	該当なし		60	2
	8	関根 洋幸 (元氣な習志野をつくる会)	該当なし		60	
12月7日	9	三代川 雄哉 (真政会)	該当なし		60	
	10	金井 宏志 (公明党)	1. 特別支援教育について (1)特別支援教育の現状について、特別支援教育に関する教職員の専門性向上に向けた市の取組について伺う。 2. 東習志野地区の再整備について (1)総合教育センター再整備に向けた基本方針と今後について 3. 学校給食の段階的無償化について (1)来年度の第3子以降無償化の継続について	指導課 総合教育センター 学校教育課	60	2
	11	田中 真太郎 (元氣な習志野をつくる会)	該当なし		60	
	12	鵜 哲登志 (民意と歩む会)	該当なし		80	
12月8日	13	佐野 正人 (民意と歩む会)	該当なし		70	
	14	飯生 喜正 (元氣な習志野をつくる会)	2. 習志野高等学校の施設再生計画について 習志野市第2次学校施設再生計画の進捗状況について伺う	教育総務課 習志野高校	60	5
	15	金子 友之 (真政会)	該当なし		60	
	16	荒原 ちえみ (日本共産党)	4. ジェンダー平等社会の実現をめざして (2)学校における男女平等教育の推進について 人権尊重教育の一環として男女平等に向けての取り組みを伺う。 7. 全国と千葉県で急速に広がっている学校給食費の無償化を求める (1)2024年度に向けた習志野市の学校給食費無償化について	指導課 学校教育課	80	5
12月11日	17	大宮 こうた (明日の習志野)	3. 子どもにやさしい街について (1)「隠れ教育費」の削減について ①憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現を目指して、保護者負担を減らす取組の進捗 習志野市立学校学習教材検討委員会での協議内容、協議を踏まえた実施の方向性と課題、来年度予算における予算措置の検討状況について伺う。	教育総務課 学校教育課 指導課	80	6
	18	木村 孝浩 (公明党)	該当なし		60	7
	19	荒木 和幸 (真政会)	該当なし		60	7
	20	入沢 としゆき (日本共産党)	1. 公共施設再生計画について (2)菊田公民館の機能停止について 第2次公共建築物再生計画で菊田公民館は令和14年「機能集約(廃止)施設」とされたが、社会教育と地域活動の拠点がなくなることは市民にとって大きな損失となる。廃止した場合、それらの機能をどのように維持しようと考えているのか伺う。	社会教育課	80	7

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
12月12日	21	谷岡 隆 (日本共産党)	<p>3. 職員による児童・生徒への性暴力等発生時の対応について (1) 教職員による児童・生徒への性暴力等発生時の対応について、教育委員会と各学校における改善は進んだか。放課後子供教室での性暴力等発生時はどうなるのか。</p> <p>4. 習志野市における自閉症・情緒障がい特別支援学級のあり方について、教育課程編成の権限を持つ学校長を対象にした研修の実施を求める。 (1) 文部科学省の通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(4・27通知)に対し、国連障害者権利委員会が撤回を求めている。全国障害者問題研究会も「特別支援学級に在籍する児童生徒は、学校で過ごす時間の半分以上を通常学級で過ごすべきではないとする」通知であると批判している。については、国連が通知撤回を求めていることを踏まえた研修を学校長を対象に行い、学校長に問題点をきちんと理解してもらうことで、習志野市の特別支援教育を守り、短時間の指導でも十分に学びを得られる児童・生徒が、適切な支援を受けることができ、授業、行事、調査書などで不利益や差別が生じることのないようにしてもらいたい。教育長の見解を伺う。</p>	<p>学校教育課 社会教育課</p> <p>指導課</p>	80	8
	22	平川 博文 (都市政策研究会)	該当なし		80	

(議案)

日程	番号	議案名	担当課	頁
<p>12月4日 (総括質疑) 12月14日 (文教福祉 常任委員会) 12月22日 (総括審議)</p>	85	指定管理者の指定について(習志野市スポーツ9施設)	生涯スポーツ課	10

【教育委員会】令和5年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/4	2	宮内 一夫	市民の会	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	3			本答弁	3. 市内案内板についての請願が出され、全会一致で可決したが、どのように改善がされたのか。 「駅前案内図に史跡・文化財・記念碑の表示を求める請願」は、令和元年12月定例会において、採択されたものであり、その趣旨は、駅前案内図に史跡・文化財・記念碑を表示することにより、多くの方に習志野市をもっと知ってもらいたい、また、市民には、身近な所に史跡等があることや歴史を知ってもらうことで、街への愛着心を高めることにつながってもらいたい、というものである。そこで、教育委員会では、既存の住居表示街区案内図に、習志野市ホームページの「習志野市歴史・文化財マップ」につながる二次元コードを表示することにより、スマートフォン等を通じて市内全域の史跡等の位置を把握でき、さらにその概要を知っていただくことができるよう取り組んできた。これまでに、JR津田沼駅北口・南口、京成大久保駅南口、実籾駅北口、谷津駅北口の各駅前及び市役所庁舎前、八幡公園前、プラッツ習志野正面入口、以上8か所に二次元コードを表示したところである。この他、住居表示街区案内図の所管である市長事務部局と協議を行い、今後、リニューアルの際には、地図上に文化財等の位置を表示した案内図とすることとした。これに基づき、令和5年3月にリニューアルが行われた花咲地区の2か所の住居表示街区案内図においては、史跡が表示されたものとなっている。	住居表示街区案内図をリニューアルの際には、地図上に文化財等の位置を表示した案内図とする。	済	
R5/4	5	佐藤 まり	市民の会	協働経済部	協働政策課	まちづくりについて	3	(2)		本答弁	3. 外国人等の学びの場の促進について (2) 外国人等の学びの場について市の取組を伺う 大項目の質問は、市長答弁	-	-	
R5/4	5	佐藤 まり	市民の会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(2)		再質問1	文部科学省通知の夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進についての見解を伺う。 夜間中学については、国の示す資料による定義から説明すると、当初は戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒に、義務教育の機会を提供することを目的として設置されたものである。現在は、義務教育を修了しないまま学齢期を超過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方などを対象とする中学校とされている。近隣の、千葉市、市川市、松戸市が設置している状況である。質問の文部科学省の通知、「夜間中学校の設置・充実に向けた取組の一層の推進(9月14日付)」については、国において、令和5年度から9年度までを計画期間とする教育振興基本計画に、「全ての都道府県、指定都市に少なくとも1つの夜間中学が設置されるよう促進する」と明記していることについて、設置数の増加を推進すべく周知しているものと理解している。教育委員会としては、千葉県と連携した中で、他市の動向に注視していく。	千葉県と連携した中で、他市の動向に注視していく。	未	
R5/4	5	佐藤 まり	市民の会	学校教育部	総合教育センター	都市再開発について	4	(1)		本答弁	4. 歴史資料専用展示スペースについて (1) 実花公民館、東習志野図書館、東習志野コミュニティセンターの複合化の詳細について伺う 施設の複合化については、総合教育センターの老朽化の進行などを理由として、本年3月に行われた「第2次公共建築物再生計画」の中間見直しにおいて、建替え時期の前倒し実施及び他施設との複合化を検討することとされたところである。これを受け、教育委員会では、再整備の基本的な考え方や必要となる施設の機能等について精査を行い、本年10月に「総合教育センター再整備に向けた基本方針」を策定した。この基本方針の基本的な考え方は次の3点で、1点目は、現在の機能を継承するとともに、真に必要な施設機能を再構築し、東習志野地区の文教ゾーンに配置すること、2点目は、東習志野図書館・東習志野コミュニティセンター、実花公民館との複合化、多機能化により整備すること、3点目は、施設集約後の実花公民館について、歴史資料の専用展示室等として生まれ変わることにし、整備にあわせて研修室など地域の利用が可能なスペースの設置を検討することである。	再整備と合わせて、引き続き検討する。	済	
R5/4	5	佐藤 まり	市民の会	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	4	(2)		本答弁	4. 歴史資料専用展示スペースについて (2) 歴史資料専用展示室の詳細について伺う 本市は、歴史資料を展示する専用の施設を持たないため、現状は市庁舎及び総合教育センターのロビーや、旧日本大久保保育所に設置した埋蔵文化財調査室の一部を活用して歴史資料の展示を実施している。令和4年3月に改訂した「生涯学習施設改修整備計画」においては、埋蔵文化財等を保存、展示する機能を拡大するため、施設の複合化等の際に新たなスペースの確保を図ると明記している。このため、総合教育センター再整備における複合化にあたり、実花公民館の跡施設に歴史資料の専用展示室等の整備を検討しているが、詳細については、今後、総合教育センター再整備基本構想や再整備基本計画を策定する中で併せて検討し、決定していく。	引き続き、総合教育センター再整備基本構想や再整備基本計画を策定する中で併せて検討し、決定していく。	済	
R5/4	5	佐藤 まり	市民の会	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	4	(2)		再質問1	歴史資料専用展示室について、どれだけの規模を想定しているのか。 歴史資料の専用展示スペースの確保については、総合教育センター再整備に伴う複合化を検討する中で、展示に要する一定の広さの確保等を勘案した結果、実花公民館の跡施設へ設置することを目指すこととし、基本方針にもその旨を明記した。実花公民館の延床面積は約580平方メートルであるが、展示室や研修室、収蔵室、事務室といった基本的な構成については、今後、総合教育センター再整備の基本構想の策定と併せて、検討していく。	引き続き、総合教育センター再整備の基本構想の策定と併せて、検討していく。	済	
R5/4	5	佐藤 まり	市民の会	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	4	(2)		再質問2	歴史資料の展示の仕方について、どのような考えをもっているのか。 歴史資料の展示の仕方については、他市の施設における好事例などを参考の上、教育委員会や文化財審議会等にも意見を伺いながら、市民にわかりやすい展示を目指していきたいと考えている。	教育委員会や文化財審議会等にも意見を伺いながら、引き続き、市民にわかりやすい展示を目指していく。	済	
R5/4	5	佐藤 まり	市民の会	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	4	(2)		要望	少しでも多くの展示物が市民に公開されるよう要望する。 -	教育委員会や文化財審議会等にも意見を伺いながら、検討していく。	未	

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/4	5	佐藤 まり	市民の会	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	4	(2)		再質問3	歴史資料専用の展示スペースが出来ることはよいが、これまで実花公民館を利用していた方にとっては新しい施設は遠くなってしまふ。総合教育センターの再整備にあたり、そもそも実花公民館が統合対象となっているのは何故か。新しい施設へ機能は維持されるのか。	生涯学習施設の再生においては、市全体の計画である「第2次公共建築物再生計画」における、1点目、複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮、2点目、資産の有効活用と財源の確保、3点目、施設の長寿命化と質的向上の推進、これら3つの基本方針に基づき、教育委員会として、持続可能な社会教育施設の運営を図るため、保有総量を圧縮し施設の再編整備に取り組むこととしている。この考え方の下、実花公民館は当初、東習志野小学校建て替え時に複合化を予定していたが、令和4年3月に改訂を行った。「生涯学習施設改修整備計画」における社会教育施設の改修整備方針において、「東習志野地区の生涯学習拠点として総合教育センターとの複合化を検討する」とし、令和5年3月の「第2次公共建築物再生計画」中間見直しにおいても、前倒しでの実施を次期計画で位置付ける旨が示されたことから、現在、その取り組みを進めているところである。なお、新しい施設については、市民が利用したいと思えるような魅力ある施設として機能の維持・拡充が図れるよう、そして、現在の施設が歴史資料の展示施設となった後も、一定の利用ができるスペースが確保できるよう、今後、検討していきたいと考えている。	新しい施設については、市民が利用したいと思えるような魅力ある施設として機能の維持・拡充が図れるよう、そして、現在の施設が歴史資料の展示施設となった後も、一定の利用ができるスペースが確保できるよう、今後、検討していく。	済
R5/4	5	佐藤 まり	市民の会	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	4	(2)		要望	不便がないように、また、今までの機能がなくなるように、十分聞き取りをして計画を進めてもらいたい。	-	市民が利用したいと思えるような魅力ある施設として機能の維持・拡充が図れるよう、引き続き検討していく。	済
R5/4	5	佐藤 まり	市民の会	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	5	(2)		本答弁	5. 図書館機能の充実について (2) 同公共スペースへの図書館機能の設置について伺う	本市では4つの図書館と移動図書館により図書館サービスを実施しており、JR津田沼駅南口周辺については、妻の社地区に隣接する谷津5丁目に谷津図書館を設置している他、移動図書館が津田沼3丁目の菊田ハイツと、津田沼4丁目の津田沼小学校に巡回している。また、図書館で借りた本を返却できるブックポストを、平成26年6月からJR津田沼駅南口連絡所に設置していたが、連絡所の開所時間以外でもブックポストを利用できるよう、令和5年6月から設置場所をレストラン棟1階エレベータホールに変更した。図書館サービス機能の設置については、再開発計画の進捗に合わせ、現状のブックポストの維持を含め、検討が必要であると認識している。	再開発計画の進捗に合わせ、今後も検討していく。	済
R5/4	5	佐藤 まり	市民の会	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	5	(2)		要望	JR津田沼駅南口市街地再開発に伴う公共スペースに、市庁舎2階の社会教育課窓口で行っているような図書の貸し借り機能をもった窓口の設置を強く要望する。	-	再開発計画の進捗に合わせ、検討する。	済
R5/4	6	市角 雄幸	環境みらい	健康福祉部	健康支援課	保健・医療行政について	1	(3)		本答弁	1. 第9期介護保険事業計画について (3) 健康マイレージ事業の拡充について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/4	6	市角 雄幸	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(3)		再質問1	習志野チャレンジウォークの概要と応募人数について伺う。	習志野チャレンジウォークは、本市と包括連携協定を締結している住友生命保険相互会社から提案された事業で、スマートフォンアプリを活用した、ウォーキングイベントである。一週間のサイクルで設定される目標を達成することで、ドリンクチケット等の特典がもらえる仕組みになっている。繰り返し目標達成に向けてチャレンジしていくことで運動習慣をつけるという効果が期待でき、本市のスポーツ推進計画の目標である、週1回以上運動をする人を増やすことに繋がると考え実施した。募集は終了しているが、実施期間は、10月23日から1月21日までの3カ月間、対象者は18歳以上の市民で、募集定員100名のところ、246名の応募をいただき、現在、当選者がウォーキングによる運動の習慣化に取り組んでいるところである。	-	-
R5/4	7	田中 慶子	公明党	健康福祉部	健康支援課	保健・医療行政について	2	(2)		本答弁	2. 母子保健・子育て支援について (2) 5歳児健診の創設について伺う 現在の検討状況と今後の方向性について伺う	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/4	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		再質問4	「特別な支援を希望する方に向けての小学校入学説明会」の参加人数と内容について伺う。	まず、この説明会については、就学にあたり発達に課題があるもしくは、集団活動等に不安があるなどの理由により、特別な支援を希望する方が適正な学びの場を選択できるように実施しているものである。御質問の参加人数については、本年5月に開催した説明会では、保護者の他、幼稚園や保育所、小学校等の教職員、児童発達支援施設の職員等、合計151名の参加があった。次に、説明会の内容については、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校について、児童の発達段階に合わせた様々な学びの場や、障がいに応じた支援があることを紹介、説明した。また、特別な支援を受けるための就学に向けての手続きについて説明をするとともに、入学までの見通しがもてるよう、小学1年生の生活や学習内容を紹介、説明した。	-	-
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 特別支援教育について (1) 特別支援教育の現状について、特別支援教育に関する教職員の専門性向上に向けた市の取組について伺う。	特別支援教育は、特別支援教育の担当者だけでなく校長をはじめとした、全ての教職員で取り組むべきものである。教育委員会としては、特別支援学級担任や通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーターだけでなく、通常学級担任や特別支援教育支援員も含めた、児童・生徒と関わる全ての教職員が、幅広い視点から専門性の向上を図ることができるよう、研修を実施している。今後も、計画的に人材を育成する観点から、継続的な研修と指導実践を積み重ねるなど、担任の指導力向上に努めるとともに、学校の先頭を立て特別支援教育を推進していく立場である。校長や教頭を対象とした研修も実施するなど、全ての教職員の専門性の向上に努めていく。	今後も、全ての教職員の専門性の向上に向けて、研修を実施していく。	済

【教育委員会】令和5年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問1	特別支援学級と通級指導教室の教職員（本務者、講師）の免許保有状況と配置状況について伺う。	特別支援学級と通級指導教室には、令和5年11月30日現在、92名の教職員を配置している。そのうち、特別支援学校教諭免許状の保有者は46名で、免許状保有率は全体の50%である。これは、令和5年7月12日に開催された第1回千葉県特別支援教育研究推進会議で示された千葉県における特別支援学級の令和4年度の特別支援学校教諭免許状保有率、39.9%を上回っている状況である。なお、正規職員として任用されている職員、いわゆる本務者と講師の別でいうと本務者が77名配置に対して、特別支援学校教諭免許状保有者は42名で、保有率54.5%、講師は15名配置に対して、特別支援学校教諭免許状保有者は4名で保有率26.7%である。	-	-
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問2	特別支援教育コーディネーターとはどのような役割でどのような業務を行っているのか、そしてその方々の特別支援学校免許保有状況はどのようになっているのか伺う。	特別支援教育は、教育長答弁にもあったように、校長のリーダーシップのもと、全ての教職員が、協力連携して取り組むものである。特別支援教育コーディネーターはその中心として、支援を必要としている児童・生徒、教職員、保護者、外部相談機関などをつなぐ役割を担っている。具体的な業務としては、児童・生徒への支援内容を検討するための校内委員会やケース会議の企画・運営、校内研修の企画・運営、教職員への指導・助言と支援、学校と外部相談機関等との連絡調整、保護者からの相談への対応など多岐にわたっている。次に、特別支援教育コーディネーターは、現在72名おり、特別支援学級等の担任をはじめ、管理職、そして通常学級の担任などが担っている。この72名のうち、特別支援学校教諭免許状保有者は32名で保有率は全体の44.4%である。	-	-
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問3	決算委員会の資料、令和5年3月現在と今回の答弁にある令和5年11月を比較すると、免許保有率が38.5%から50%に上昇している。この保有率上昇の要因は何であると考えているか、また、現職教員の免許取得方法について伺う。	免許保有率が上昇した要因は特定することはできないが、一つの要因として想定できるのは、本市教育委員会が策定した「習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針」である。この人事異動方針において、全ての職員が特別支援教育に関する理解を深め、専門性の向上や特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を推進する、と示している。これをもとに校長が、特別支援学校教諭免許状を持っている教諭を積極的に特別支援学級担任に配置していることが免許保有率上昇につながっているのではないかと考えている。次に、現職教員の免許取得方法については、免許法認定講習や公開講座、通信教育などの方法があるが、免許法認定講習を例に説明すると、3年間の実務経験を積んだ教員が特別支援学校教諭二種免許状を取得する場合、大学等で講座を受講し、6単位以上取得をすることで免許取得が可能となる。取得に要する期間は人により異なるが、ここ数年においては2年から3年間で取得する教員が多くみられる状況である。	-	-
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		要望	免許状取得率上昇のための策を要望する。	-	引き続き、特別支援学校教諭免許状を持つ者を特別支援学級担任に積極的に配置するとともに、免許のない教員に対して、免許法認定講習等の受講を勧めていく。	済
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問4	特別支援教育支援員はどのような支援を行うのか、また、どのような考え方で配置を行うのか伺う	特別支援教育支援員は、特別の支援を必要とする児童・生徒が生活や、学習をするうえでの困難さを軽減するために、学校生活と学習活動の両面から様々な支援をしている。具体的な支援の内容は、学校における日常生活の面では、身支度や持ち物の整頓、食事のペースなどが、ゆっくりな児童・生徒に対して、見守り、励まし、手伝うなど基本的な生活習慣の確立に向けて支援している。学習活動の面では、担任と連携し、教師の指示を理解しづらい児童・生徒に寄り添い、その子の学習の進度に合わせて、段階的に指示の内容を伝えたり、模範となる行動を示したりするなど、一人一人の学習の状況に合わせて課題に取り組むことができるよう支援している。次に、特別支援教育支援員の配置の考え方について、本市では、学校配置、学級配置、個人配置、という3つの形式で特別支援教育支援員を配置している。1つ目の学校配置については、支援を必要とする児童・生徒は、どの学校、どの学級にも在籍していることから小学校16校、中学校7校、全ての学校に配置をしている。2つ目の学級配置については、基本的な生活習慣の確立と学習習慣の定着、健康や安全の確保に向けて手厚い支援が必要となる知的障がい特別支援学級を設置している小学校8校、中学校6校に配置をしている。最後に個人配置については、心身に障がいがあり、本人や他の児童・生徒の安全確保等の観点から、教育支援委員会において、支援員の必要性が認められた児童・生徒、個人に対して配置しているもので、主に車椅子を使用している児童・生徒が安全に移動できるよう支援している。	-	-
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問5	習志野市教育振興基本計画に示されている「特別支援教育の理解啓発の充実」への取組状況と、次年度の重点事項及び研修計画について	はじめに、「特別支援教育の理解啓発の充実」への取組状況については、主に特別支援教育に関する研修の充実と、研修への参加対象者の拡充の2点に努めている。まず、研修の充実に関しては、通常学級担任や特別支援学級等の経験が少ない担任や担当者を対象とした、特別支援教育についての基礎的な研修、知的障がいや自閉症・情緒障がいなどの障がいに応じた指導法研修等、研修の参加者に応じて内容を工夫している。参加対象者の拡充については、特別支援学級担任や通級指導教室担当者を対象とした研修の中に、通常学級担任等も参加対象者とし、拡充を図った。次に、次年度の特別支援教育の重点事項としては、特別支援教育をより一層推進するために各校において、校内の支援体制を整備し、校内支援委員会の適切な企画・運営が図られることと、捉えている。そのため、次年度の研修としては、従前の特別支援教育担当者、さらに通常学級の担任も含めて専門性の向上を図る内容を企画するとともに、教育長答弁にもあったように、学校の先頭を立て特別支援教育を推進していく立場である、校長や教頭を対象とした研修も計画している。なお、具体的な研修の内容につきましては、特別支援教育に関する、国、県の動向、これを踏まえた本市の現状と今後の方向性、学校全体の特別支援教育をコーディネートするための知識や技術、校内の支援体制の構築と運用、障がい特性の理解、一人一人の特性に応じた指導・支援の手立て等を考えている。	今後も、全ての教職員の専門性の向上に向けて、研修を実施していく。	済

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開 発について	2	(1)		本答弁	2. 東習志野地区の再整備について (1) 総合教育センター再整備に向けた基本方針と今後について 総合教育センターの再整備については、老朽化の進行などを理由として、本年3月に行われた「第2次公共建築物再生計画」の中間見直しにおいて、建替え時期の前倒し実施及び他施設との複合化を検討することとされている。これを受け教育委員会では、再整備の基本的な考え方や必要となる施設の機能等について精査を行い、本年10月に「総合教育センター再整備に向けた基本方針」を策定した。この基本方針の基本的な考え方は、次の3点で、1点目は、現在の機能を継承するとともに、真に必要な施設機能を再構築し、東習志野地区の文教ゾーンに配置すること、2点目は、東習志野図書館・東習志野コミュニティセンター、実花公民館との複合化、多機能化により整備すること、3点目は、施設集約後の実花公民館について、歴史資料の専用展示室等として生まれ変わることとし、整備にあわせて研修室など地域の利用が可能なスペースの設置を検討することである。今後については、再整備に向け「習志野市総合教育センター再整備基本構想」を策定すべく、これまでの他の公共施設の整備手法を参考にするとともに、施設利用者や関係団体、地域住民の意見を丁寧に伺い、準備を進めていく。さらに、基本構想の策定後には設計のために必要となる詳細な条件をまとめた基本計画の策定を行い、本市公共建築物再生計画の本見直し後に、速やかに設計・施工に入ることができるよう取り組んでいく。	引き続き、再整備に向け「習志野市総合教育センター再整備基本構想」を策定すべく、これまでの他の公共施設の整備手法を参考にするとともに、施設利用者や関係団体、地域住民の意見を丁寧に伺い、準備を進めていく。さらに、基本構想の策定後には設計のために必要となる詳細な条件をまとめた基本計画の策定を行い、本市公共建築物再生計画の本見直し後に、速やかに設計・施工に入ることができるよう取り組んでいく。	済	
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開 発について	2	(1)		再質問1	再整備に向けた基本方針の策定について、これまでの検討委員会の経緯はどうだったか。 総合教育センター再整備に向けた基本方針については、総合教育センターの再整備の方向性を検討するため、教育委員会内部に検討委員会を設置し、これまで4度の会議を行い、検討委員会では、再整備にあたり、施設に最低限必要な機能や想定する延床面積等について検討を行った。さらに、適宜市長事務部局と協議を行い、連携を図りながら基本方針の策定を行ったところである。	-	-	
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開 発について	2	(1)		再質問2	地域や利用者への説明の進め方は誰を対象に、どのように行うのか。 総合教育センター再整備基本構想の策定に向けては、教育長答弁にもあったように、施設利用者や関係団体、地域住民の御意見を丁寧に伺い準備を進めていく。スケジュールとしては、令和6年1月から施設利用者や関係団体に対する意見聴取を行い、地域住民の意見聴取は4月以降に予定している。現在、実花公民館を定期的に利用する登録団体は18団体、東習志野コミュニティセンターの登録団体がおおよそ40団体である。意見聴取の対象となる範囲や手法についてはこれから調整していくことになるが、基本構想策定に際し、多くの方々からの意見を聴取していきたいと考えている。	引き続き、基本構想策定に際し、多くの方々からの意見を聴取していきたいと考えている。	済	
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開 発について	2	(1)		要望	周辺の小中学校、具体的には実花小学校、東習志野小学校、第四中学校の特にPTAからの意見を聴取してほしい。 -	今後も動向を注視していく。	未	
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開 発について	2	(1)		再質問3	東習志野コミュニティセンターと図書館の跡地の活用について、教育委員会で検討したのか。 東習志野コミュニティセンターと東習志野図書館が総合教育センターと複合化した後の現施設の利用については、総合教育センター再整備に向けた基本方針の検討作業の中では、活用する考えはないことから、これまで教育委員会においては検討はしていない。	-	-	
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開 発について	2	(1)		要望	今後の基本構想の中で明確にされることを期待する。複合化された際には、IHコンロ、真空調理機器などの設置を検討してもらいたい。また、新たな図書館には、充実した図書館の設置、車椅子同士がすれ違えるような幅の館内通路などのバリアフリー、さらには電子図書や触る絵本、デジタル図書など、活字による読書が難しい方に向けたハンディキャップサービス、これらの展開を含めたハード、ソフト両面からの検討を進めていくことを要望する。 -	今後も動向を注視していく。	未	
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開 発について	2	(1)		再質問5	コミュニティセンターや公民館のそれぞれの利用者間の調整はどのように行うのか。 利用者間の調整については、今後実施する施設利用者や関係団体に対する意見聴取を通じて公民館、コミュニティセンター、そして総合教育センター研修室の利用時間、利用形態等の現状を分析し、利用者が活用を継続することができるような運用方法等を検討していく。今後も、これまでの利用者が引き続き安心して活動を継続することができる施設となるよう、調整を図っていききたいと考えている。	今後も、これまでの利用者が引き続き安心して活動を継続することができる施設となるよう、調整を図っていく。	済	
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開 発について	2	(1)		要望	複合化施設には、公共バスの乗り入れが必要となってくるかもしれない。またそのためには、文教通りの拡幅も避けては通れない課題である。知的障がい特別支援学級に通うため、東習志野小学校区と実花小学校区の児童が、その教室のある実習小学校まで通学しているという現状から、文教ゾーンへの知的学級の設置も視野に入れて検討していくことも必要である。 -	今後も動向を注視していく。	未	
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	3	(1)		本答弁	3. 学校給食の段階的無償化について (1) 来年度の第3子以降無償化の継続について 学校給食費の無償化は、日本全国の児童・生徒が等しく恩恵を受けることが望ましく国において実施される施策であるものと考えていることから、本年8月に本市を含む県内各市からの要望を受け千葉県市長会から令和6年度当初予算編成に向けた千葉県に対する重点要望事項の一つに学校給食費の無償化について要望した。主な要望内容としては「無償化の事業の継続には財政的負担が大きくその対応については、各市町村の財政状況等によって地域格差が生じていることから国に対し学校給食費無償化にかかる事業費及び事務費について全額、国の負担により実施するよう働きかけを行うこと」などである。現在、本市では、千葉県における補助制度を活用し第3子以降無償化に取り組んでいるところであり、来年度については、引き続き、国や県の動向を注視するとともに市長事務部局と継続実施に向け協議していく。	引き続き、国や県の動向を注視するとともに市長事務部局と継続実施に向け協議していく。	済	

【教育委員会】令和5年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		再質問1	第3子以降無償化の申請状況について伺う。	第3子以降無償化については、昨年の1月から千葉県補助を活用し実施している。昨年度は992名の児童・生徒の学校給食費について補助した。今年度は、令和5年4月から令和6年3月を補助対象期間とし、令和5年11月末時点で1,015名の児童・生徒について補助金の交付決定をしている。引き続き、適宜周知していきたいと考えている。	引き続き、制度周知及び申請の勧奨に努める。	済
R5/4	10	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		要望	来年度も第3子以降無償化の継続に取り組んでいただきたい。	-	引き続き、市長事務部局と継続実施に向け協議していく。	済
R5/4	14	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	習志野高校	学校教育について	2		本答弁	2. 習志野高等学校の施設再生計画について 習志野市第2次学校施設再生計画の進捗状況について伺う	市立学校の再整備については、「習志野市第2次公共建築物再生計画」及び「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき行うこととしている。習志野高等学校については、「第2次公共建築物再生計画」において令和14年度から令和19年度までの6か年で建替えを含めた大規模な改修を行うことが位置付けられている。こうしたことから、現状においては、施設の安全を優先に考慮した修繕を行うとともに、建替え等については、関係部局と協議を行い、生徒から選ばれる、より魅力のある高等学校の再整備に取り組んでいく。	建替え等については、関係部局と協議を行い、生徒から選ばれる、より魅力のある高等学校の再整備に取り組んでいく。	未
R5/4	14	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	習志野高校	学校教育について	2		再質問1	習志野高校の老朽化状況について伺う。	習志野高等学校は、昭和32年4月に創立し、その後、昭和50年3月に現在の東習志野1丁目に移転している。老朽化の状況については、普通教室棟、特別教室棟、第一体育館などの一番古い建物は、建築後48年を経過することから修繕をしているが、天井、床、壁の一部剥がれ、雨漏り等の状況にある。これまでに、耐震補強をはじめ、校舎の外部改修、特別教室棟へのエアコン設置、トイレ改修等、優先順位を付け、計画的な改修工事を行ってきた。今後についても、引き続き安全を考えた建物の維持に努めていく。	今後についても、引き続き安全を考えた建物の維持に努めていく。	済
R5/4	14	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	習志野高校	学校教育について	2		再質問2	躯体コンクリート圧縮試験20N/mm未満における改築の見込みについて。現在築後49年のなかで12年以内に改築への着手が実施できるのか伺う。	習志野高等学校の再整備については、教育長答弁にもあったように、現在の「第2次公共建築物再生計画」においては、令和14年度から令和19年度までの6か年で建替えを含めた大規模改修を行うことが位置付けられている。具体的な計画の内容としては、昭和50年代初めに建設された、校舎、体育館、武道場等は、令和14年度から令和16年度までを設計期間とし、築60年経過後の令和17年度から令和19年度までの3か年で建替え工事、令和元年以降に建築されたセミナーハウス、部室等の学校施設については、令和15年度から令和16年度までを設計期間とし、令和17年度から令和19年度までの3か年で機能向上大規模改修を実施することとされている。こうしたことから、教育委員会としては、今後の「学校施設再生計画」の策定の際には、改築等について計画に位置付けていきたいと考えている。	今後の「学校施設再生計画」の策定の際には、改築等について計画に位置付けていきたいと考えている。	未
R5/4	14	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	習志野高校	学校教育について	2		再質問3	音楽の街ならしを牽引する吹奏楽部について伺う。 現在、学校施設内における吹奏楽部の練習状況と今後改築を想定した場合、マーチングが行える音楽ホールを整備することが検討できるのか伺う。	現在、吹奏楽部に172名が在籍し、練習場所としては、多目的棟2階に位置する「音楽ホール」を中心に、普通教室や廊下等も活用し、日々練習に励んでいる。また、マーチングにあたっては、グラウンドを譲り合って練習しているところであり、コンクールやマーチングコンテストの前には、本番を想定し、近隣のホールやアリーナなどを借りて、練習してから大会に臨んでいる。このように、限られた条件においても工夫し練習に取り組み、令和5年度においては、日本学校合奏コンクールグランドコンテスト金賞・会長賞、全日本吹奏楽コンクール銀賞、全日本マーチングコンテスト金賞と輝かしい成績を収めている。マーチングが行える施設については、その必要性を含め、今後の改築等の基本計画を策定する際に検討していきたいと考えている。	マーチングが行える施設については、その必要性を含め、今後の改築等の基本計画を策定する際に検討していきたいと考えている。	未
R5/4	14	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	習志野高校	学校教育について	2		再質問4	改築時の費用圧縮は、現在において考慮されていることは承知しているが、継続した教育環境のなかでより良い方策にどのようなものがあるか伺う。	本市では、これまで市立学校の再整備にあたり、実績として、継続した教育環境のもとで、小・中学校の施設を再整備してきたところである。限られた敷地の中で、学校施設の配置を行う際には、グラウンドに校舎を建設するなど、一定期間、児童・生徒のグラウンド使用には、制限を掛けることとなる。習志野高等学校には、全国的にも著名な運動部活動も多く存在していることから、グラウンドの制限により、日々の練習環境の確保は、大きな課題となっていくものと考えております。このようなことから、再整備に際しては、より有効な方法について関係部局と対応・検討をしていきたいと考えている。	再整備に際しては、より有効な方法について関係部局と対応・検討をしていきたいと考えている。	未
R5/4	14	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	習志野高校	学校教育について	2		要望	現在の教育環境を維持しながら、他の地域に移転することも一つの方法と考えているため、今後検討していただきたい。	-	再整備に際しては、より有効な方法について関係部局と対応・検討をしていきたいと考えている。	未
R5/4	16	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		本答弁	4. ジェンダー平等社会の実現をめざして (2) 学校における男女平等教育の推進について 人権尊重教育の一環として男女平等に向けての取り組みを伺う。	本市においては、令和4年6月に「虐待・暴力・いじめ・差別から自身を含む大切な人を守る都市宣言」を制定しており、学校においてはこの宣言を踏まえ、「児童・生徒一人一人が人権の意義や内容を理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」を目標として人権教育を進めている。その中で、共生社会の実現に向けて、男女平等を推進する学習の充実を図っているところである。学校においては教育課程全体を通して、多様な性が認められ、誰もが社会に参画できることを学習している。また、職場体験学習や進路指導においては、性別による固定的な役割分担意識によって児童・生徒の個性や能力発揮の機会を奪わないように配慮している。さらに、性の多様性への取り組みの一例として中学校での制服に性別を問わずスラックスを選択できるよう工夫している。他にも、教職員を対象に性自認・性的指向に関する研修を行い、互いの人権を尊重する環境づくりに努めている。教育委員会としては、将来にわたり、誰もが社会の中で自立し共生社会の担い手となるよう、引き続き、男女平等を推進する学習の充実を図っていく。	引き続き、男女平等を推進する学習の充実を図っていく。	済

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/4	16	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育 について	4	(2)		再質問1	市内の小中高等学校での混合名簿の使用状況を伺う。	混合名簿については、小学校で9校及び習志野高等学校で使用している。名簿に関しては平成19年3月に千葉県教育委員会から「学校における男女平等に関する教育の推進について」の通知があり、その中で学校における名簿の取り扱いについては、必要に応じて適切に判断するものとされている。教育委員会としては、各学校が学校の実態に応じて適切に判断をして、名簿の取り扱いがなされているものと認識している。	-	-
R5/4	16	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育 について	4	(2)		再質問2	児童・生徒は性に関する正しい知識や多様性について、どのような学習をしているのか。	学校においては、小学校1年生から中学校3年生までにかけて心身の健康の保持増進に関する教育を教科等を横断して行う中で、性に関する正しい知識や多様性について学習している。具体的には、保健の学習等において性別による身体的な特徴や体の発育や発達には個人差や性別差があることを授業や講演を通して理解する中で男女が互いを認め合うことや適切な行動等について学んでいる。また、社会科では人権と共生社会に関する学習の中で、男女平等に向けた歴史的経緯や男女共同参画社会基本法などの様々な法律の趣旨について学んでいる。この他にも、性別に関する自己認識に多様性があることを知り、様々な価値観を尊重することを学んでいる。	-	-
R5/4	16	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育 について	4	(2)		要望	男女平等教育の推進を要望する。	-	引き続き、男女平等を推進する学習の充実を図っていく。	済
R5/3	16	荒原 ちえみ	日本共産党	協働経済部	防犯安全課	交通安全 対策につ いて	6	(1)		本答弁	6. 自転車用ヘルメットの購入費補助を求める (1) 自転車事故での安全性を高めることについて 今年の4月から自転車に乗るすべての人のヘルメット着用が努力義務になった。一部の自治体では、住民が新たにヘルメットを購入する時の費用補助を行っている。習志野市も費用補助を求める。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/4	16	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	6	(1)		再質問1	現在、小・中学校で自転車通学している児童・生徒は何人いるか。また、ヘルメット着用を義務化しているか。義務化している場合、ヘルメット購入費用はいくらか伺う。	現在、本市において、自転車通学を許可しているのは第七中学校区の一部地域のみで、対象となる生徒は今月の12月1日現在で106名となっており、全員が自転車で通学している。通学に際して、安全を最優先と考え、ヘルメットの着用を義務づけている。ヘルメットの購入費用については、市内で取り扱っている業者の販売価格は概ね4千円程度と伺っている。	-	-
R5/4	16	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	6	(1)		要望	ヘルメットを義務化しているのであれば補助を行ってほしい。東京都、長野県、愛知県、兵庫県、徳島県、高知県は18歳までと65歳以上の二分の一の購入費用を補助している。習志野市は、昭和37年に交通安全都市宣言を行っている。千葉県初で、通学用と65歳以上の方にもヘルメットの購入費補助を要望する。	-	県や他市の動向を注視していく。	未
R5/4	16	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	7	(1)		本答弁	7. 全国と千葉県で急速に広がっている学校給食費の無償化を求める (1) 2024年度に向けた習志野市の学校給食費無償化について	学校給食費の無償化は、日本全国の児童・生徒が等しく恩恵を受けることが望ましく国において実施される施策であるものと考えていることから、本年8月に本市から千葉県市長会を通じて、本市を含む県内各市からの要望として令和6年度当初予算編成に向けた千葉県に対する重点要望事項の一つに学校給食費の無償化について要望した。主要な要望内容としては「無償化の事業の継続には財政的負担が大きくその対応については、各市町村の財政状況等によって地域格差が生じていることから国に対し学校給食費無償化にかかる事業費及び事務費について全額、国の負担により実施するよう働きかけを行うこと」などである。現在、本市では、千葉県における補助制度を活用し第3子以降無償化に取り組んでいるところあり、令和6年度に向けた学校給食費無償化については、引き続き、国や県の動向を注視するとともに市長事務局と学校給食費無償化の取り組みについて協議していく。	引き続き、国や県の動向を注視するとともに市長事務局と学校給食費無償化の取り組みについて協議していく。	済
R5/4	16	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	7	(1)		再質問1	国が行う実態調査は、習志野市でも行われたのか。	この調査について、本市においては、令和5年8月に千葉県を通じて「学校給食費の無償化を実施する各教育委員会等における取組の実態調査について」の調査依頼があり、調査項目としては、実施目的、実施期間、支援対象、支援要件など10項目について、令和5年9月に教育委員会から回答している。	-	-
R5/4	17	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課 学校教育課 指導課	学校教育 について	3	(1)	①	本答弁	3. 子どもにやさしい街について (1) 「隠れ教育費」の削減について ① 憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現を目指して、保護者負担を減らす取組の進捗 習志野市立学校学習教材検討委員会での協議内容、協議を踏まえた実施の方向性と課題、来年度予算における予算措置の検討状況について伺う。	本市では、教育費にかかる保護者の負担軽減に向けた協議を進める場として、「習志野市立学校学習教材検討委員会」を本年7月に設置し、これまでに3回開催したところである。検討委員会では、学校、保護者、学校事務職員、教育委員会の様々な立場から幅広い検討と協議を行った。その主な内容としては次の3点で、1点目は、保護者負担についての現状把握、2点目は、教材・教具の再利用やICT機器の活用による購入する物品の削減、3点目は、共用品として設置する物品の選定である。これら協議・検討を行う中の課題としては、各学校の児童・生徒数や学習の状況が異なることから、使用している学用品、学習教材などが様々であることが挙げられており、今後、学校ごとに精査していく必要があると考えている。そこで、全ての学校に設置している学校運営協議会の中で、保護者負担の具体的な軽減策について協議をしていただくこととしている。この他、学用品・学習教材以外にも児童・生徒が学校教育を受けるために保護者が支出している費用もあり、教育委員会としては、保護者の負担軽減に向け、各学校へ助言しつつ必要となる費用について、予算編成の中で市長事務局と協議するとともに児童・生徒の学習に何が適切であるかを検証し、できることから一つ一つ着実に取り組んでいく。	今後、保護者負担費用について精選を進めていく。そして、学校運営協議会において、教育費に係る保護者の負担軽減や使用教材について保護者や地域の皆様の御意見を賜りながら各学校で検討するよう進めていく。	済

【教育委員会】令和5年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/4	17	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問1	「習志野市立学校教材検討委員会」において、どのような議論があったのか、特に保護者からはどのようなものがあったのか。	「習志野市立学校教材検討委員会」における議論については、保護者の経済的負担の軽減を前提とした中で教材教具の削減等の見直しにより児童・生徒が受ける教育の質や量の低下、体験機会を失うことがないように、教育内容の価値と質を落とさず、どのように代替していくかといった観点から議論が行われた。とりわけ保護者代表委員からの主な意見は次の3点で、1点目に、保護者の費用負担軽減はもとより、児童・生徒が使う学習用具について、細かな教材一つ一つに名前を記入するなどの家庭での管理に係る保護者としての役割の負担も考慮してほしいこと、2点目に、学校で使用し、期間が限られる教材・教具については共用化を含めた使用方法について検討してほしいこと、3点目に、鍵盤ハーモニカやリコーダーなど、衛生面に不安がある教具については、個人のものでほしいとの意見があった。	引き続き、来年度の保護者負担軽減に向け、取り組んでいく。	済
R5/4	17	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課 指導課	学校教育について	3	(1)	①	再質問3	「学校運営協議会の中で、具体的な削減策について協議していく」とのことだが、学校任せにせず、引き続き、教育委員会のリーダーシップ、方向づけや進捗のフォローも重要と考えるがいかがか。	学校運営協議会の会議内容の一つとして、「習志野市学校運営協議会ガイドライン」を策定しており、こちらで使用する教材について、必ず協議することを示すとともに再利用や共用できる教材、保護者負担の軽減など具体的な協議の観点を示している。今後、各学校の運営協議会において、この検討委員会の協議結果を踏まえ、来年度の使用教材等について協議の上教材等を選定していただくと考えている。なお、教育委員会においても各学校で協議されたことをまとめ、必要な助言をするとともに、各学校より提出される「副教材選定届」「学校徴収金購入計画書」の他、教育長答弁にあったように、学用品・学習教材以外にも児童・生徒が学校教育を受けるために保護者の方が支出している費用等も含め確認していきたい。その上で、実際に見直しに取り組んだ各学校からあがってくる好事例を市内全校に共有していく。	引き続き、来年度の保護者負担軽減に向け、取り組んでいく。	済
R5/4	17	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)	①	再質問4	「学用品・学習教材等以外にも保護者が支出している費用」について前向きなご発言に感謝。また、「児童・生徒の学習に何が適切であるか」という観点は極めて重要。この観点に関し、もう少し具体的な説明をいただきたい。	児童・生徒の学習においては、教科書に加えて、必要に応じ、教具や補助教材を用いて、反復学習や発展学習に取り組んでいる。この教具や補助教材の適切な選定に際しては、学習指導要領等の趣旨に則るとともに、児童・生徒の実態に鑑み、最も教育的効果が期待できるものであることに照らして、各学校においてその内容や必要数を決定している。また、家庭への経済的負担が過度なものとならないよう、教科のバランスや必要性を考慮して使用及び購入の計画を立てている。これらについて、引き続き取り組んでいきたい。	児童・生徒の学習における教育的効果を鑑みつつ、保護者負担軽減に取り組んでいく。	済
R5/4	17	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	要望	日本国憲法、学校教育法、学校教育基本法、様々な法律で公費で教材を賄ってはいけないという法律はない。この機会に、法令について御確認いただき、憲法をどう具体化するのかという観点、大局的なところを忘れずに、引き続き取り組んでいっていただきたい。	-	今後も教育費の保護者負担軽減に向け、取り組んでいく。	済
R5/4	18	木村 孝浩	公明党	都市環境部	区画整理課	まちづくりについて	4	(2)	-	本答弁	4. 鷺沼特定土地区画整理事業について (2) 鷺沼小学校と防災公園のコンセプトについて	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/4	18	木村 孝浩	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(2)	-	再質問2	昨今、自然災害による大きな被害が見受けられるなか、防災の観点として、環境へ配慮した取り組みを進めていく必要があると考える。新しい鷺沼小学校の建設にあたり、環境へ配慮した取り組みは行っていくのか伺う。	現在、鷺沼小学校の建設に向け、基本計画の策定作業を進めているところである。御質問の環境へ配慮した取り組みについては、本市においては、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」、いわゆるグリーン購入法に基づき、習志野市グリーン購入調達方針を定めている。このことから、環境負荷の低減に寄与する、太陽光発電の設置、LED照明器具の設置のほか、高効率給湯器・空調機の設置等、環境に配慮した設備の設置等について、現在進めている基本計画及び今後の設計の中で検討していく。	環境負荷の低減に寄与する、太陽光発電の設置、LED照明器具の設置のほか、高効率給湯器・空調機の設置等、環境に配慮した設備の設置等について、現在進めている基本計画及び今後の設計の中で検討していく。	済
R5/4	19	荒木 和幸	真政会	都市環境部	都市計画課	都市政策について	1	(2)	-	本答弁	1. 都市開発 (2) 鷺沼特定土地区画整理事業について 鷺沼地区における今後の都市計画について伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/4	19	荒木 和幸	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(2)	-	再質問3	新しい鷺沼小学校の児童数への対応を鑑みながら、中高層住宅地区における容積率の設定を250%としているようだが、どの程度の児童数（学級数）を想定しているのか伺う。	鷺沼特定土地区画整理事業地内における鷺沼小学校の移転用地として、約2万平方メートルの敷地の確保について計画されている状況である。この敷地面積の中で、安全かつ効果的な教育活動の展開を可能とする学校運営を考えると、教育委員会としては、学級数として最大で50学級程度と考えている。なお、これまで都市環境部と連携して協議を行うなかで、現在予定されている中高層住宅地区における容積率が250%である場合、高層住宅の戸数は約2千戸と伺っている。このことを踏まえ、既存小学校区の児童数や隣の地区の児童数の推移を参考に、区画整理事業における計画人口などから勘案すると最大約50学級になると想定しているところである。	-	-
R5/4	20	入沢 としゆき	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他（文教福祉関係）	1	(2)	-	本答弁	1. 公共施設再生計画について (2) 菊田公民館の機能停止について 第2次公共建築物再生計画で菊田公民館は令和14年「機能集約（廃止）施設」とされたが、社会教育と地域活動の拠点がなくなることは市民にとって大きな損失となる。廃止した場合、それらの機能をどのように維持しようと考えているのか伺う。	菊田公民館については、旧耐震建物であること、老朽化が著しいことから、「第2次公共建築物再生計画」において、令和14年3月に廃止する方針となっている。これに基づき、教育委員会としても、令和7年度までを計画期間とする「習志野市教育振興基本計画」において、社会教育施設を安全で快適に利用できるよう、再編・整備に取り組むことを目標に掲げ、施設の集約化を視野に入れながら、持続可能な社会教育施設の運営を図るため、適切な改修・整備に計画的に取り組むこととしている。こうした中で、公民館の大きな役割である「定期講座を開設すること」「討論会、講習会、講演会等を開催すること」については、あらゆる機会の活用を検討し、場所を限定することなく、実施していく。また、現在、菊田公民館では、様々なサークル活動が行われているとともに、市民活動団体や連合町会などの活動も行われている。菊田公民館の廃止にあたっては、これらの団体の活動の場の提供を維持していくことも重要であると認識しており、近隣の施設等の活用を含め、代替場所の確保について引き続き検討していく。今後も市民が日常的に学びを深め、その成果を地域活動に活かせる環境づくりに向け、取り組んでいく。	公民館の大きな役割である「定期講座を開設すること」「討論会、講習会、講演会等を開催すること」については、あらゆる機会の活用を検討し、場所を限定することなく、実施していく。また、近隣の施設等の活用を含め、代替場所の確保について、引き続き検討していく。	未

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/4	20	入沢 としゆき	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	1	(2)		再質問1	寿学級や家庭教育学級等の講座の実施場所については、車ではなく徒歩圏内で行ける場所が望ましいと考えるが、いかがか。	公民館の講座については、乳幼児から高齢者まで幅広い世代の目的、志向、ライフステージに対応した魅力ある講座を企画、実施し、多くの方に参加していただけるよう充実を図っているところである。菊田公民館の廃止については、講座の参加者の世代や状況等を考慮し、講座への参加の機会を確保していくことが重要であると認識している。このようなことから、講座の実施場所については、目的に応じて様々な場所を検討し、地域住民の皆さんの参加の機会を確保に努めていく。	講座の実施場所については、目的に応じて様々な会場を検討し、地域住民の皆さんの参加の機会を確保に努めていく。	未
R5/4	20	入沢 としゆき	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	1	(2)		再質問2	連合町会などの地縁団体は、菊田公民館をどの程度利用しているのか伺う。	津田沼連合町会や各町会の定期的な活動による、菊田公民館の利用状況としては、令和4年度は年間で3回、また、令和5年度は11月末時点で一般的な会議で4回利用されている他、盆踊り大会の物品の点検等で3回程利用されている状況である。	-	-
R5/4	20	入沢 としゆき	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	1	(2)		再質問3	菊田公民館廃止後の代替場所として、想定している施設はあるのか。	教育長答弁にもあったように、菊田公民館の廃止にあたっては、現在活動している団体の活動の場の提供の維持をしていくことが重要であると認識している。これらの活動の代替場所については、諸室の広さや機能等、様々な観点から市長事務局とも連携しつつ、検討しているが、現段階において代替場所の決定には至っていない。	-	-
R5/4	20	入沢 としゆき	日本共産党	都市環境部	区画整理課	都市政策 について	5			本答弁	5. 鷺沼特定土地区画整理事業について事業への習志野市の支出はどのように計画しているのか。また、習志野市土地区画整理事業補助金要綱の変更はどのように考えているのか伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/4	20	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	5			再質問2	一部の市民から区画整理事業に伴って、新しい鷺沼小学校の通学区域が変わるのではと聞かれたが、変更をするのか伺う。	現在の鷺沼小学校の通学区域については、主に鷺沼、鷺沼台地区である。御質問の鷺沼小学校移転後の通学区域については、現在のところ検討は行っていない。	-	-
R5/4	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課 社会教育課	学校教育 について	3	(1)		本答弁	3. 職員による児童・生徒への性暴力等発生時の対応について(1)教職員による児童・生徒への性暴力等発生時の対応について、教育委員会と各学校における改善は進んだか。放課後子供教室での性暴力等発生時はどうなるのか。	教職員が、守り育てるべき児童・生徒に対して、性暴力によって、癒えることのない心的外傷や、心身への重大な影響を与えることは、決してあってはならないことである。教育委員会では、文部科学省からの通知をもとに作成した、対応フローを、本年8月に、より具体的に「習志野市教職員による児童・生徒への性暴力等発生時の対応マニュアル」として策定し、各学校に改めて周知したところである。このマニュアルにおいて、万が一、事案が発生した場合、心理の専門家や千葉県弁護士会などの第三者による事実確認の調査チームとして対応を新たに加えた。このことにより、これまで以上に被害児童・生徒の尊厳の保持及び回復並びに公正かつ中立な調査が行われるよう組織的な対応体制を整えたところである。また、放課後子供教室において性暴力等が発生した場合も、本マニュアルを基に関係機関と連携を図り、対応する。しかしながら、放課後子供教室での事案は、千葉県教育委員会の第三者による事実確認の調査チームの対象外となることから別途組織を編成する必要があると考えており、現在、検討を進めているところである。	放課後子供教室での事案は、千葉県教育委員会の第三者による事実確認の調査チームの対象外となることから別途組織を編成する必要があると考えており、現在、検討を進めているところである。	済
R5/4	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	3	(1)		再質問1	盗撮未遂で高校教諭が鴨川警察署に逮捕されたが、習志野市にいた講師ではないか。	議員の依頼に基づき警察に確認をしたが、捜査中ということで情報提供は得られていない。	-	-
R5/4	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	3	(1)		再質問2	今回の事件でわいせつ行為の性癖があったことが明らかになった。第2の被害者を生み出したことについて教育長の見解を伺う。	【部長答弁】 御指摘の事案については、当時不起訴処分ということで認識している事案と思われる。教育委員会としては、児童・生徒の性暴力に対応する上では児童・生徒の保護を最優先に考えて対応している。教職員の性暴力、不祥事については、教育行政に関わるものとして絶対にあってはならないと考えている。 【教育長答弁】 教職員による性暴力、ハラスメント行為、また、性に関する犯罪、このことについては児童・生徒、保護者の皆様に多大なる不安そして不信感を与えるものであって、あってはならないものと強く認識している。再発防止、抑止を図れる体制づくりということで本答弁でも述べさせていただいた。さらに個々の教職員への指導の徹底を図るとともに、児童・生徒が安心して学べる必要な取り組みを前に進めていく。	講師の習志野市内での勤務校での被害の訴えはなかったか調査する。また、さらに個々の教職員への指導の徹底を図るとともに、児童・生徒が安心して学べる必要な取り組みを前に進めていく。	済
R5/4	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	3	(1)		再質問3	その教員が習志野市内で勤務してきた小中学校で被害はなかったのか調査していただきたい。2年前に被害を被った被害者、保護者に対し謝罪を求める。	【教育長答弁】 教育委員会としてあってはならないことが起きた、もしくは起きたかもしれない恐れがある場合については厳格に対応しているところである。私どもとしては許されないことだと捉えている。さらに、繰り返しになるが児童・生徒が安心して学べるようにするために、必要な取り組みをしっかりと前に進めていく。	児童・生徒が安心して学べるようにするために、必要な取り組みをしっかりと前に進めていく。	済

【教育委員会】令和5年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/4	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		再質問4	教職員等による児童・生徒への性暴力等発生時の対応マニュアルについて、保護者や市民にもホームページやさくら連絡網等で知らせるべきではないか。	今回策定したマニュアルについては、市立高等学校における対応について別途協議を進めており、対応が整い次第、ホームページに掲載を予定している。	来年度予算が通った段階で掲載する。	未
R5/4	21	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	3	(1)		再質問5	事案が発生した際に、委託事業者任せではいけないと考えるが、見解を伺う。	放課後子供教室で事案が発生した場合は、社会教育課の主導により関係機関との情報共有及び連携を図りながら、被害児童の保護を第一に、事案の実態究明を進めていく。	-	-
R5/4	21	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	3	(1)		再質問7	放課後子供教室において、第三者委員会の設置・編成について、また、独自マニュアルの作成について、どのようなスケジュールで進めていくのか。	第三者による調査チームの設置・編成については、教育委員会において行う必要があり、委員には、千葉県教育委員会の第三者による事実確認の調査チームに倣って、心理の専門家である臨床心理士、弁護士を想定している。事案が発生した際に速やかに対応できるよう関係機関と設置について調整していく。また、放課後子供教室の実情に応じた独自のマニュアル、フローについても学校のマニュアルに倣い、関係機関との調整が済み次第、作成していく。	事案が発生した際に速やかに対応できるよう、第三者委員会の設置について調整する。放課後子供教室の実情に応じた独自のマニュアル、フローについても学校のマニュアルに倣い関係機関との調整が済み次第、作成していく。	未
R5/4	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		本答弁	4. 習志野市における自閉症・情緒障がい特別支援学級のあり方について、教育課程編成の権限を持つ校長を対象にした研修の実施を求める。 (1) 文部科学省の通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(4・27通知)に対し、国連障害者権利委員会が撤回を求めている。全国障害者問題研究会も「特別支援学級に在籍する児童生徒は、学校で過ごす時間の半分以上を通常学級で過ごすべきではないとする」通知であると批判している。については、国連が通知撤回を求めていることを踏まえた研修を校長を対象に行い、校長に問題点をきちんと理解してもらうことで、習志野市の特別支援教育を守り、短時間の指導でも十分に学びを得られる児童・生徒が、適切な支援を受けることができ、授業、行事、調査書などで不利益や差別が生じることのないようにしてもらいたい。教育長の見解を伺う。	本市では、千葉県教育委員会の指導のもと児童・生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じて特別支援学級を適切に運用している。一方で、現在の取り組みを更により良くしていくためには、特別支援教育に関する専門性を磨き続けることが不可欠である。今後も、学校の先頭に立って特別支援教育を推進していく立場である。校長や教頭も対象とした研修を実施するなど、全ての教職員の専門性の向上に努めていく。	今後も全ての教職員の専門性の向上に向けて、研修を実施していく。	済
R5/4	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問1	来年度の校長を対象にした研修の時期と内容について伺う。	本市では、校長に対してこれまで全ての市立小・中学校の校長が参加する校長会議を通じて、特別支援教育に関する国や県、市の政策、取組などを適宜周知し、その内容を各学校の特別支援教育の充実に生かしていただいている。また、千葉県教育委員会では新任校長などを対象として、県の特別支援教育の現状と課題などを内容とする研修を実施しており、本市の校長もこの研修を受講している。令和6年度の校長を対象とした研修においては、年度の早い時期に、特別支援教育に関する国、県の動向とこれらを踏まえた本市の現状と今後の方向性、学校全体の特別支援教育をコーディネートするための知識や技術、校内の支援体制の構築と運用、障がい特性の理解と一人一人の特性に応じた指導・支援の手立て等を考えている。	校長を対象とした研修を実施していく。	未
R5/4	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		要望	一般の教員に対する特別支援教育に関わる研修も前に進めていくよう要望する。	-	今後も通常学級の担任を対象とした研修を継続して実施してくとともに、要請訪問等の機会に積極的に周知していく。	済
R5/4	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		要望	教育委員会事務局職員も可能な限り研修に取り組んでいくよう要望する。	-	現在も葛南五市指導主事合同研修会等で、教育委員会指導主事も研鑽を積んでいる。今後も積極的に研修に参加していく。	済

令和5年習志野市議会第4回定例会 議案 答弁主旨調査票

部名	課名	議案名・議案概要	提案理由	質問要旨	答弁要旨	結果
生涯学習部	生涯スポーツ課	<p>【議案名】 指定管理者の指定について(習志野市スポーツ9施設)</p> <p>【議案概要】</p> <p>1. 公の施設の名称 習志野市袖ヶ浦体育館、習志野市東部体育館、習志野市袖ヶ浦テニスコート、習志野市実籾テニスコート、習志野市秋津テニスコート、習志野市秋津サッカー場、習志野市秋津野球場、習志野市茜浜パークゴルフ場及び習志野市芝園テニスコート・フットサル場</p> <p>2. 指定管理者となる団体 習志野市袖ヶ浦五丁目1番1号 公益財団法人 習志野市スポーツ振興協会 代表理事 酒井 薫</p> <p>3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)</p>	<p>本議案のスポーツ9施設については、3法人から申請があり、提案内容の審査、評価を実施した結果、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会を指定管理者の候補者として選定した。</p> <p>同法人は、スポーツ施設の設置目的を十分理解し、施設の効用を最大限に発揮できること、公の施設の管理運営実績が豊富であること、また、経済的にも安定した施設運営が期待できることなどを総合的に勘案し、本市の要求水準を超えるものと判断したものである。</p> <p>指定期間は、いずれも令和6年4月1日から5年間とする。</p>	<p>【定例会総括質疑】 質問なし</p> <p>【文教福祉常任委員会】 [質問 1]申請のあった3法人の法人名は何か資料がでているのか、点数は何点中何点だったのか、また、3社の事業案の特徴を伺う。</p> <p>[質問 2]公益財団法人習志野市スポーツ振興協会の課題は何か。</p> <p>[質問 3]SNSの運用方法等、市は指定管理者に対してどこまで言うことができるのか。レベル感等を教えていただきたい。</p> <p>【定例会総括審議】 質問なし</p>	<p>【定例会総括質疑】 答弁なし</p> <p>【文教福祉常任委員会】 [答弁 1]11月6日付けで市ホームページに社名、点数を掲載している。提案内容は各社のノウハウに該当するため、詳細な回答はできかねるが、1社目の株式会社オーエンスについては、職員配置や個人情報の保護体制等、社の体制がしっかりしておりその辺りを高く評価した。2社目の公益財団法人習志野市スポーツ振興協会については、現在、現場を見ている中での課題をよく読み取った形での提案であった。3社目のソルティール株式会社については、民間施設のサッカースクールの実績が多いところであるが、公共の指定管理の実績がまだ少ない等少し心配が残る提案であった。</p> <p>[答弁 2]各企業のノウハウに該当するため、詳細は回答できかねるが、イベントの企画力の点、特に地元の商工産業とのコラボ企画等を実施できればと考えている。</p> <p>[答弁 3]仕様書の内容で契約をするため、その部分を実施するのは義務となる。それ以外については、話し合いにより年度協定書に取り入れる、もしくは、その時の状況に応じて相談し費用や能力的に問題がなければ市の要望に対応していただいている。また、毎年、指定管理者の評価として、利用者アンケート等をもとにして、事業者ヒアリングを実施しているため、その際、具体的に話し合う機会がある。</p> <p>【定例会総括審議】 答弁なし</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 全員賛成 可決</p> <p>【定例会】 全員賛成 可決</p>

報告事項(2)

令和6年度学校教育指導行政年間計画について

令和6年度学校教育指導行政年間計画について、別紙のとおり報告する。

令和6年1月24日報告

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

令和6年度 学校教育指導行政年間計画について

習志野市教育委員会

1 策定方針

- (1) 行事の再考を図り、児童生徒が真に必要とする行事を教職員の働き方改革を視野に入れ、バランスよく計画する。
- (2) 時代の要請に応じて行事を積極的に計画する。

2 行事具体案

(1) 行事の再考と働き方改革

学校行事等	内 容
評価2期制	1期 10月第2週金曜日 2期 3月修了式
小学校陸上記録会	令和6年5月14日(火) ・上位大会への出場を考慮 ・1会場開催への段階的復帰を目指した3会場 分散開催
小中音楽会	令和6年7月10・11日 2日間開催 ・上位コンクールへの参加を考慮 ・参加学年をコロナ禍前の5年生に戻すための段階的措置
市教委主催 会議・研修	・夏季休業中 7月20日～8月21日(終業式～登校日) ・33会議・研修削減

(2) 時代の要請・児童生徒の健康保持

学校行事等	内 容
セカンドスクール	・6年生 2泊3日 ⇒ 1泊2日 ・7月～9月は実施しない(暑さ対策)
総合体育大会	・R5 7月24日終了 ⇒ R6 7月18日終了(1学期中)
運動会	・小学校一部校 5月下旬、6月初旬 ⇒ 10・11月開催

(3) その他 周年行事

大久保小学校150周年 実籾小学校70周年
実花小学校、向山小学校、屋敷幼稚園 50周年
袖ヶ浦こども園 10周年

令和6年度 学校教育指導行政年間計画概要版

	研修 学校行事等	体育的行事	音楽的行事	自然体験学習 校外学習	周年行事等
4月	始業式 入学式	走力・体力低下への対応 10月から5月へ変更 *参考 練習期間 5月: 2~4月 10月: 9中旬~		施設見学 4年生	鹿野山 6年生 1泊2日
5月		14日小学校陸上記録会 11日体育祭 (二中・四中) 18日体育祭(一中・五中 六中・七中) 25日体育祭(三中) 運動会(津田沼小・ 谷津小・秋津小 大久保東小)		修学旅行(中) 施設見学	6年生行事 の精選 暑さ対策
6月		1日運動会(大久保小・ 実籾小・袖西小・ 屋敷小・藤崎小・ 向山小・香澄小)	15日フレンドシップ コンサート	施設見学	4年生
7月	終業式	市総合体育大会(中) 県陸上大会(小)	10・11日 小中音楽会 13日みはな サマーコンサート	2日間開催 参加学年をコロナ禍前の 5年生参加へ戻す 移行措置	
8月	会議研修無 21日登校日	教員の魅力増進 県総合体育大会(中) 全国陸上大会(小)	各団体主催 音楽コンクール 英語発表会(市)		鹿野山 暑さ対策 実施しない
9月	始業式 14日文化祭 (習志野高校)	19日体育祭 (習志野高校)	各団体主催 音楽コンクール	グリーンスクール(中) 鹿野山	

	研修 学校行事等	体育的行事	音楽的行事	自然体験学習 校外学習	周年行事等
10月	5日教師の日 こども県展 前期通知表配付 公開研究会	5日運動会(谷津幼 ・向山幼・新習志野こ ・大久保こ・東習志野こ) 19日運動会(谷津南小 ・津田沼幼・藤崎幼 ・袖ヶ浦こ) 26日運動会(鷺沼小) 5・6月開催から 気候が安定する秋期へ 一部校変更	合唱コンクール (中) 各団体主催全国 音楽コンクール	鹿野山 4年生 幼稚園 こども園 あいあい 修学旅行(小)	5日 大久保小 (150周年) 袖ヶ浦こども園 (10周年) 19日 屋敷幼稚園 (50周年) 26日市制70周年 記念式典
11月	公開研究会 市教育展	2日運動会(袖東小 ・杉の子こ) 16日運動会(東習小 ・藤崎小・実花小) マラソン大会(小)	16日海辺の コンサート みな友ライブ 30日森の音楽会		
12月	書初め 終業式	市民駅伝キッズマラソン	14日バラの街 音楽会	5年生	7日向山小 (50周年) 14日実花小 (50周年)
1月	始業式 書初め 市席書会		音楽会(小)	ホワイトスクール (中)	11日実初小 (70周年) 13日 二十歳の門出式
2月	県席書会	特連スポーツ大会	音楽会(小)		
3月	卒業式 後期通知表配付 修了式		2日 学校音楽祭		

報告事項(2)

令和6年度 学校教育指導行政年間計画について



学校教育指導行政年間計画とは



(1) 習志野市教育行政方針

(2) 千葉県教育委員会
教育関係行事調整実施方策

教育関係行事の実施

行事への参加

計画的
効果的



1 策定方針

(1) 行事の再考を図り、児童生徒が真に必要とする行事を教職員の働き方改革を視野に入れ、バランスよく計画する。

(2) 時代の要請に応じて行事を積極的に計画する。



3

2 行事具体案

(1) 行事の再考と働き方改革①

評価2期制：1期10月第2週金曜日 2期 3月修了式



1. 学校行事等を効果的に配置できる。
2. 学習や学校行事にじっくり取り組むことができる。
3. 教職員が児童生徒と向き合う時間の確保につながる。

4

2 行事具体案



(1) 行事の再考と働き方改革②

小学校陸上記録会 開催 5月14日(火)
会場 3会場



*走力低下傾向への対応 上位大会への出場機会の考慮

5

2 行事具体案



(1) 行事の再考と働き方改革③

小中音楽会 7月10日・11日 2日間開催



*小学校の参加学年をコロナ禍前の5年生に戻す
R4・5年度 6年生 ⇒R6年度 5・6年生 ⇒R7年度 5年生
*上位コンクールへのつながりを考慮し開催

6

2 行事具体案

習志野市
Yashino City

休み方改革

(1) 行事の再考と働き方改革④

夏季休業中⇒市教育委員会主催会議・研修の不設定

* 教員の魅力増進



会議・研修

R5 7・8月 34回 ⇒ R6 7・8月 1回(上位大会への準備のため) 7

2 行事具体案

習志野市
Yashino City

(2) 時代の要請・児童生徒の健康保持①

・6年生セカンドスクール 2泊3日 ⇒ 1泊2日



暑さ対策 7月～9月実施しない

6年生の学習内容の増加に伴う行事の精選

8

2 行事具体案



(2) 時代の要請・児童生徒の健康保持②

・総合体育大会(中学校)

最終日 R5 7月24日⇒R6 7月18日



*1学期中に終了⇒県大会までの調整期間確保
*開催場所:空調設備がある体育館で調整中

9

2 行事具体案



(2) 時代の要請・児童生徒の健康保持③

運動会 小学校5校

開催 5月下旬・6月初旬⇒10・11月



*気候が安定する秋期開催へ移行
*児童の学習習慣定着を考慮した開催期間の決定

10

2 行事具体案

(3) その他 周年行事

大久保小学校150周年 実籾小学校70周年
実花小学校、向山小学校、屋敷幼稚園 50周年
袖ヶ浦こども園 10周年



11

令和6年度 学校教育指導行政年間計画について



12

報告事項(3)

習志野市立小・中学校の保護者負担軽減に関する副教材費について

習志野市立小・中学校の保護者負担軽減に関する副教材費について、別紙のとおり報告する。

令和6年1月24日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

小学校 副読本・ワーク等購入一覧まとめ

令和4年度計画 単位(円)

	国語							社会		算数			理科		音楽			家庭		保健	英語		道徳		他	平均金額	最高金額	最低金額	差額						
	ワーク テスト	ひらがな カタカナ ノート	漢字ド リル	漢字ド リル ノート	小テスト	書き ノート	言葉の きまり 他	ワーク テスト	資料集 副読本	ワーク テスト	計算ド リル	計算ド リル ノート	小テスト	ワーク テスト	理科 ノート	児童の ワーク 本	歌唱集	音楽 ワーク	ワーク テスト	ノート	ワーク テスト	ワーク テスト	ノート	道徳 ノート	道徳 ノート					夏休み ワーク					
1年	購入校数	16校	16校	15校	6校	4校	16校	3校			16校	16校	5校	1校			12校	3校								2校	1校	5,497	平均金額						
	平均金額	908	692	645	330	120	534	693			881	1,013	480	180			273	397								170	290	6,780	最高金額						
	最高金額	1,080	700	1,000	420	120	640	840			1,080	1,050	540				280	400								170		4,050	最低金額						
	最低金額	840	660	420	120	120	320	420			430	510	260				270	390								170		2,730	差額						
	縮減案				▼	▼		▼					▼	▼			▼	▼								▼	▼								
2年	購入校数	16校		15校	10校	6校	16校	4校			16校	16校	11校	2校			10校									2校	3校	5,698	平均金額						
	平均金額	926		1,015	560	167	560	713			929	1,022	527	170			272									185	237	7,000	最高金額						
	最高金額	1,080		1,050	840	180	640	840			1,080	1,080	540	180			280									200	290	4,570	最低金額						
	最低金額	820		980	520	160	320	350			860	1,000	520	160			270									170	210	2,430	差額						
	縮減案				▼	▼		▼					▼	▼				▼								▼	▼								
3年	購入校数	16校		16校	10校	6校	14校	1校	14校		16校	16校	12校		16校	1校	7校									4校		2校	3校	7,058	平均金額				
	平均金額	902		1,039	518	170	320	820	641		899	994	530		904	390	367									368		185	233	8,000	最高金額				
	最高金額	1,080		1,080	540	180	320	820	980		1,020	1,050	540		1,020	390	380									580		200	290	5,260	最低金額				
	最低金額	810		1,000	420	160	320		620		800	540	520		800		20									310		170	200	2,740	差額				
	縮減案				▼	▼		▼					▼			▼										▼		▼	▼						
4年	購入校数	16校		16校	6校	6校	13校	2校	15校	1校	16校	16校	13校	1校	16校											3校		1校	3校	6,661	平均金額				
	平均金額	926		1,028	533	167	345	920	600	650	941	1,026	529	160	928											303		170	233	7,440	最高金額				
	最高金額	1,080		1,050	540	180	640	1,020	600	650	1,080	1,080	540	160	1,020											310		170	290	5,660	最低金額				
	最低金額	860		1,020	520	160	320	820			860	100	520		820											290			200	1,780	差額				
	縮減案				▼	▼		▼					▼	▼												▼		▼	▼						
5年	購入校数	16校		16校	7校	4校	10校	1校	16校	15校	16校	16校	12校		16校	1校										9校	9校	4校	13校			3校	8,456	平均金額	
	平均金額	901		1,029	529	165	320	820	911	613	916	1,020	532		911	500										349	399	303	852			280	10,090	最高金額	
	最高金額	1,200		1,080	540	180	320	820	1,200	620	1,200	1,050	540		1,200	500										620	720	310	900			340	6,610	最低金額	
	最低金額	860		1,000	520	160	320		860	610	860	980	520		860											310	360	290	820			210	3,480	差額	
	縮減案				▼	▼	▼	▼					▼			▼										▼	▼	▼			▼				
6年	購入校数	16校		16校	8校	2校	10校	1校	16校	15校	16校	16校	12校	1校	16校											1校	12校	9校	5校	12校	1校		3校	8,580	平均金額
	平均金額	893		1,062	523	180	320	820	940	611	966	1,022	532	180	923											390	313	359	304	828	300		320	10,400	最高金額
	最高金額	1,020		1,560	540	180	320	820	1,020	620	1,050	1,080	540	180	1,020											90	320	360	310	980	300		390	6,890	最低金額
	最低金額	820		1,000	420				860	600	820	980	520		840												310	350	290	700			230	3,510	差額
	縮減案				▼	▼	▼	▼					▼	▼												▼	▼	▼	▼		▼				

中学校 副読本・ワーク等購入一覧まとめ

令和4年度 単位(円)

	令和4年度 単位(円)																												平均金額	最高金額	最低金額	差額
	国語				社会			数学			理科			音楽		美術	技術		家庭		保健		英語			道徳	特活					
	ワーク	ノート	漢字	副教材	ワーク	資料集	ノート	ワーク	ノート	副教材	ワーク	資料集	ノート	歌唱	楽器	資料	ノート	ノート	ノート	副教材	ノート	ワーク	副教材	ノート	副読本							
1年	購入校数	7校	3校	6校	5校	0校	6校	7校	0校	7校	2校	7校	2校	0校	7校	1校	3校	4校	6校	7校	5校	7校	7校	7校	3校	7校	10,684	平均金額				
	平均金額	597	450	400	864	/	1,360	846	/	594	630	646	735	/	830	390	767	610	390	464	802	483	651	510	220	710	12,937	最高金額				
	最高金額	630	490	410	1,180	/	1,540	920	/	630	660	700	750	/	830	390	780	630	630	660	820	650	700	810	240	1,150	8,230	最低金額				
	最低金額	490	390	390	400	/	800	800	/	490	600	580	720	/			760	550	290	430	727	410	580	400	200	600	4,707	差額				
	縮減案																															
2年	購入校数	6校	1校	7校	0校	0校	0校	7校	2校	7校	0校	7校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	3校	5校	0校	4校	7校	2校	2校	6校	5,517	平均金額				
	平均金額	637	150	407	/	/	/	1,020	505	664	/	641	/	/	/	/	/	/	350	433	/	470	664	360	220	600	6,110	最高金額				
	最高金額	690	150	470	/	/	/	1,050	660	1,020	/	670	/	/	/	/	/	/	380	438	/	560	700	410	220	600	4,330	最低金額				
	最低金額	580		390	/	/	/	940	350	570	/	580	/	/	/	/	/	/	290	430	/	440	650	310			1,780	差額				
	縮減案																															
3年	購入校数	7校	1校	7校	0校	7校	6校	5校	7校	7校	2校	7校	0校	6校	0校	0校	0校	0校	1校	5校	0校	6校	7校	7校	1校	5校	8,253	平均金額				
	平均金額	1,026	530	400	/	519	847	560	464	620	510	481	/	655	/	/	/	/	290	438	/	478	690	733	510	804	9,060	最高金額				
	最高金額	1,290	530	410	/	970	1,490	630	590	630	530	900	/	700	/	/	/	/	290	438	/	650	830	1,370	510	1,110	6,748	最低金額				
	最低金額	630		390	/	250	710	340	310	610	490	310	/	590	/	/	/	/			/	380	650	310		600	2,312	差額				
	縮減案																															
総合																																

令和4年度

副読本・ワーク等購入一覧（学校別）

小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
津田沼小	6,780	5,140	5,850	6,140	6,610	6,890
大久保小	5,850	5,510	6,500	6,300	7,830	7,120
谷津小	6,770	6,190	7,716	7,150	8,700	9,060
鷺沼小	6,030	6,070	7,680	6,980	9,220	9,190
実羽小	6,190	6,430	6,990	5,990	7,700	6,870
大久保東小	5,120	5,750	5,260	6,490	8,450	9,500
袖ヶ浦西小	4,380	4,830	7,380	6,510	8,500	8,130
東習志野小	5,420	4,810	7,120	6,990	7,810	7,890
袖ヶ浦東小	6,470	6,110	7,900	7,440	9,730	9,120
屋敷小	5,250	6,220	8,000	6,440	8,470	8,230
藤崎小	5,260	7,000	7,590	6,820	8,660	9,290
実花小	5,520	6,190	7,700	7,150	8,500	10,390
向山小	4,950	4,570	6,450	5,660	8,350	8,400
秋津小	5,100	5,830	6,580	7,150	8,880	10,400
香澄小	4,810	5,320	6,520	6,180	7,800	8,150
谷津南小	4,050	5,200	7,690	7,180	10,090	8,650
平均	5,497	5,698	7,058	6,661	8,456	8,580

中学校

単位（円）

	1年	2年	3年
一中	8,230	6,048	8,198
二中	9,878	4,948	8,570
三中	12,070	5,750	6,748
四中	9,155	4,330	8,608
五中	9,930	5,860	8,618
六中	12,590	5,570	7,968
七中	12,937	6,110	9,060
平均	10,684	5,517	8,253

令和4年度

副読本・ワーク等購入一覧（小学校1年）

単位（円）

	国語							算数				生活		音楽		道徳	他	合計
	ワーク	ひらがな カタカナ	漢字 ドリル	ドリル ノート	小テスト	書写	他教材	ワーク	計算 ドリル	小テスト	ドリル ノート	探検 ボード	朝顔	鍵盤ハーモニカ 教本	歌唱集	ノート	夏ワーク	
津田沼小	900	690	700			640		900	1,050			730	900	270				6,780
大久保小	980	690	700			640		980	1,050		540			270				5,850
谷津小	1,080	700	700		120	640		1,080	1,050	180	540			280	400			6,770
鷺沼小	900	700	1,000			320	420	900	1,000		520			270				6,030
実籾小	860	690	700	360		640		430	1,020		540			270	390		290	6,190
大久保東小	900	690	700			640		900	1,020					270				5,120
袖ヶ浦西小	820	700		420		640		820	980									4,380
東習志野小	900	690	700	120		640		900	1,020					280		170		5,420
袖ヶ浦東小	840	700	700	360	120	640	820	840	1,000					280		170		6,470
屋敷小	900	700	700	360	120	320		900	980					270				5,250
藤崎小	900	690	420			540		900	1,020		520			270				5,260
実花小	1,020	700	700	360	120	320		1,020	1,000					280				5,520
向山小	900	690	420			640		900	1,000						400			4,950
秋津小	900	690	700			640		900	1,000					270				5,100
香澄小	900	660	420			320	840	900	510		260							4,810
谷津南小	820	690	420			320		820	980									4,050
平均	908	692	645	330	120	534	693	881	980	180	487	730	900	273	397	170	290	5,497

令和4年度

副読本・ワーク等購入一覧（小学校2年）

単位（円）

	国語						算数				音楽		道徳	他	合計
	ワーク	漢字 ドリル	小テスト	ドリル ノート	書写	他教材	ワーク	計算 ドリル	小テスト	ドリル ノート	ワーク	鍵盤 ハモニカ教本	ノート	夏ワーク	
津田沼小	900	1,020			640		900	1,020			390	270			5,140
大久保小	1,020	1,000			640		1,020	1,020		540		270			5,510
谷津小	1,080	1,050	180		640		1,080	1,050	180	540	390				6,190
鷺沼小	900	980			640	840	900	1,020		520		270			6,070
実籾小	900	1,020	160	520	320	350	900	1,020	160	520		270		290	6,430
大久保東小	860	1,020		540	640		860	1,020		540		270			5,750
袖ヶ浦西小	860	1,000			320		900	1,020		520				210	4,830
東習志野小	900	1,020	160		640		900	1,020				170			4,810
袖ヶ浦東小	820	1,020	180	540	640	820	820	1,000				270			6,110
屋敷小	900	1,020		540	640		900	1,020		540	390	270			6,220
藤崎小	900	1,020	160	520	640	840	900	1,020		520		280	200		7,000
実花小	1,020	1,020	160	520	640		1,020	1,020		520		270			6,190
向山小	900			840	640		900	1,080						210	4,570
秋津小	860	1,020		520	640		860	1,020		520	390				5,830
香澄小	980	1,000		520	320		980	1,000		520					5,320
谷津南小	1,020	1,020		540	320		1,020	1,000				280			5,200
平均	926	1,015	167	560	560	713	929	1,022	170	527	390	272	185	237	5,698

令和4年度

副読本・ワーク等購入一覧（小学校3年）

単位（円）

	国語							社会	算数			理科		音楽	保健	道徳	他	合計
	ワーク	漢字 ドリル	小テスト	ドリル ノート	書写	他教材	ローマ字	ワーク	ワーク	計算 ドリル	ドリル ノート	ワーク	ノート	リコーダー 教本	ワーク	ノート	夏ワーク	
津田沼小	860	1,020			320		310	600	860	1,020		860						5,850
大久保小	860	1,020		540			300	620	800	1,020	540	800						6,500
谷津小	810	1,050	180	540	320		300	620	870	1,050	540	870		366		200		7,716
鷺沼小	1,080	1,000		520	320		300	620	900	1,020	520	1,020		380				7,680
実籾小	900	1,020		520	320		290		900	1,020	520	900			310		290	6,990
大久保東小	900	1,020			320		300		900	540		900		380				5,260
袖ヶ浦西小	860	1,200	180		320		290	620	900	1,020	540	860		380			210	7,380
東習志野小	900	1,080			320		290	620	1,000	1,020	520	980		390				7,120
袖ヶ浦東小	860	1,020		540	320	820	310	580	860	1,020	540	860				170		7,900
屋敷小	900	1,020	160	520	320		300	980	900	1,020	520	980		380				8,000
藤崎小	960	1,020	160	520	320		300	620	900	1,020	520	960		290				7,590
実花小	980	1,020	160	520	320		290	620	980	1,020	520	980			290			7,700
向山小	900	1,080		420			290	620	1,020	1,080		840					200	6,450
秋津小	900	1,020			320		300	620	840	1,000		900	390		290			6,580
香澄小	900	1,020			320		300	620	900	1,020	540	900						6,520
谷津南小	860	1,020	180	540	320		290	620	860	1,020	540	860			580			7,690
平均	902	1,039	170	518	320	820	298	641	899	994	530	904	390	367	368	185	233	7,058

令和4年度

副読本・ワーク等購入一覧（小学校4年）

単位（円）

	国語						社会		算数				理科	保健	道徳	他	合計
	ワーク	漢字 ドリル	小テスト	ドリル ノート	書写	他教材	ワーク	副読本	ワーク	計算 ドリル	小テスト	ドリル ノート	ワーク	ワーク	ワーク	夏ワーク	
津田沼小	1,080	1,020			320		600		1,080	1,020			1,020				6,140
大久保小	1,020	1,050					600		1,020	1,050		540	1,020				6,300
谷津小	900	1,050	180	540	320		600		900	1,050		540	900		170		7,150
鷺沼小	900	1,020		540	320		600		1,020	1,020		540	1,020				6,980
実籾小	960	1,020			320				960	1,020		520	900			290	5,990
大久保東小	900	1,020			320		600		900	1,020		520	900	310			6,490
袖ヶ浦西小	860	1,020			320		600		980	1,020		520	980			210	6,510
東習志野小	900	1,020	160		320		600	650	900	1,020		520	900				6,990
袖ヶ浦東小	860	1,020		540	320	820	600		860	1,020		540	860				7,440
屋敷小	980	1,020			320		600		980	1,020		540	980				6,440
藤崎小	900	1,020	160		640		600		900	1,020	160	520	900				6,820
実花小	980	1,020	180	540			600		980	1,020		540	980	310			7,150
向山小	900	1,080					600		900	1,080			900			200	5,660
秋津小	900	1,020	160	520	320		600		900	1,020		520	900	290			7,150
香澄小	920	1,020			320		600		920	1,020		520	860				6,180
谷津南小	860	1,020	160	520	320	1,020	600		860	1,000			820				7,180
平均	926	1,028	167	533	345	920	600	650	941	1,026	160	529	928	303	170	233	6,661

令和4年度

副読本・ワーク等購入一覧（小学校5年）

単位（円）

	国語						社会		算数			理科		家庭科		保健	英語	他	合計
	ワーク	漢字 ドリル	小テスト	ドリル ノート	書写	他教材	ワーク	資料集	ワーク	計算 ドリル	ドリル ノート	ワーク	ノート	ワーク	ノート	ワーク	ワーク	夏ワーク	
津田沼小	860	1,020					860		860	1,020		860		310			820		6,610
大久保小	900	1,020	160				900	610	900	1,020	520	900					900		7,830
谷津小	860	1,050	180		320		860	620	860	1,050	540	860		320		300	880		8,700
鷺沼小	960	1,080			320		900	610	1,080	1,020	540	900		320	360	310	820		9,220
実籾小	860	1,000		520	320		860	610	860	1,000	520	860						290	7,700
大久保東小	860	1,020			320		860	610	860	1,020	540	860		320	360		820		8,450
袖ヶ浦西小	860	1,020		540	320		860	610	860	1,020	540	860		310	360			340	8,500
東習志野小	860	1,020		520	320		860	610	860	1,020	520	860			360				7,810
袖ヶ浦東小	860	1,050		540		820	980	610	860	1,050	540	980		310		310	820		9,730
屋敷小	900	1,020		540	320		900	610	900	1,020	540	900					820		8,470
藤崎小	860	1,020	160		320		860	620	860	1,020	520	860		320	360		880		8,660
実花小	900	1,080					1,020	610	1,020	1,050	540	1,020			360		900		8,500
向山小	900	1,020	160	520			900	610	900	980		900			350		900	210	8,350
秋津小	870	1,020			320		900	620	870	1,050		900	500	310	360	290	870		8,880
香澄小	900	1,000			320		860	620	900	1,000	520	860					820		7,800
谷津南小	1,200	1,020		520			1,200	610	1,200	980		1,200		620	720		820		10,090
平均	901	1,029	165	529	320	820	911	613	916	1,020	532	911	500	349	399	303	852	280	8,456

令和4年度

副読本・ワーク等購入一覧（小学校6年）

単位（円）

	国語						社会		算数				理科	音楽	家庭科		保健	英語		他	合計
	ワーク	漢字 ドリル	小テスト	ドリル ノート	書写	他教材	ワーク	資料集	ワーク	計算 ドリル	小テスト	ドリル ノート	ワーク	ワーク	ワーク	ノート	ワーク	ワーク	ノート	夏ワーク	
津田沼小	860	1,020					980		900	1,020			980		310				820		6,890
大久保小	900	1,000					1,020	620	1,020	1,020		520	1,020								7,120
谷津小	870	1,050	180	540	320		1,020	610	1,050	1,050			870		310		310	880			9,060
鷺沼小	900	1,020			320		1,020	600	1,020	1,020		520	900		310	360	300	900			9,190
実籾小	820	1,020			320		860	610	820	1,020		540	860								6,870
大久保東小	860	1,020		540	320		1,000	600	1,020	1,020		540	1,000		320	360		900			9,500
袖ヶ浦西小	900	1,050		540	320		900	610	900	1,000			900		310	360				340	8,130
東習志野小	860	1,020			320		860	610	860	1,020		520	860		310	360	290				7,890
袖ヶ浦東小	900	1,020				820	1,020	620	1,020	1,020		540	1,020		320			820			9,120
屋敷小	840	1,020		540	320		840	610	840	1,020		540	840					820			8,230
藤崎小	860	1,020		540	320		860	620	980	1,020		540	860		310	360		700	300		9,290
実花小	1,020	1,020	180	520			1,020	620	1,020	1,020	180	520	1,020		310	360	310	880		390	10,390
向山小	900	1,080		420			900	610	1,020	1,080			900		310	350		600		230	8,400
秋津小	980	1,050		540	320		980	620	1,050	980		540	980	390	320	360	310	980			10,400
香澄小	960	1,020			320		900	610	1,080	1,020		520	900					820			8,150
谷津南小	860	1,560					860	600	860	1,020		540	860		310	360		820			8,650
平均	893	1,062	180	523	320	820	940	611	966	1,022	180	532	923	390	313	359	304	828	300	320	8,580

令和4年度

副読本・ワーク等購入一覧（中学校1年）

単位（円）

	国語				社会		数学		理科		音楽		美術	保体		技術	家庭科		英語			特活	道徳	合計
	ワーク	ノート	漢字	副教材	資料集	ノート	ノート	副教材	ワーク	資料集	歌唱	楽器	資料	ノート	副教材	ノート	ノート	ノート	ワーク	副教材	副読本	ノート		
一中	630	490	410		1,270	800	620		650		830			430			290	560	650	400		200	8,230	
二中	630		400	1,100	800	920	570		580		830			438	800	550	550	440	650	400		220	9,878	
三中	600		400	1,080	1,510	820	490	600	650		830		780	430	820	630	290	440	700	400	600		12,070	
四中	490	390		560		840	620		640		830			430	825		290	440	650	760	1,150	240	9,155	
五中	580		400	400	1,540	820	630		700		830	380		430	820		290	410	700	400	600		9,930	
六中	630	470	400		1,530	800	610	660	650	750	830		760	430	820	630		650	560	810	600		12,590	
七中	620		390	1,180	1,510	920	620		650	720	830		760	660	727	630	630	440	650	400	600		12,937	
平均	597	450	400	864	1,360	846	594	630	646	735	830	380	767	464	802	610	390	483	651	510	710	220	10,684	

令和4年度

副読本・ワーク等購入一覧（中学校2年）

単位（円）

	国語			社会	数学		理科	保体	家庭科	英語			道徳	特活	合計
	ワーク	ノート	漢字	ノート	ノート	ワーク	ワーク	ノート	ノート	ノート	ワーク	副教材	ノート	副読本	
一中	670		470	1,050	620		650	438		440	700	410		600	6,048
二中	620		400	1,050	610		650	438			650	310	220		4,948
三中	630		400	950	600		670	430	380	440	650			600	5,750
四中			390	1,050	620		640		380		650			600	4,330
五中	580		400	1,050	570		580	430	290	440	700		220	600	5,860
六中	630		400	940	610	660	650	430			650			600	5,570
七中	690	150	390	1,050	1,020	350	650			560	650			600	6,110
平均	637	150	407	1,020	664	505	641	433	350	470	664	360	220	600	5,517

令和4年度

副読本・ワーク等購入一覧（中学校3年）

単位（円）

	国語			社会		数学			理科		保体	家庭科	英語			特活	総合		合計
	ワーク	ノート	漢字	資料集	ワーク	ノート	ノート	ワーク	副教材	ノート	ワーク	ノート	ノート	ノート	ワーク	副教材	副読本	ガイド	
一中	940		400	720	970		620	450		650	340	438		400	700	460	600	510	8,198
二中	1,240		400	1,490	520		620	450	490		900			440	650	1,370			8,570
三中	630	530	400		580	340	620	530		590	530	438			650	310	600		6,748
四中	850		410	720	290	630	620	590		640	310	438		440	650	910	1,110		8,608
五中	1,290		400	710	250	580	630	450		700	450	438	290	650	830	350	600		8,618
六中	940		400	720	590	630	610	310		700	310	438		560	650	1,110			7,968
七中	1,290		390	720	430	620	620	470	530	650	530			380	700	620	1,110		9,060
平均	1,026	530	400	847	519	560	620	464	510	655	481	438	290	478	690	733	804	510	8,253

議案第1号

令和5年度教育費予算案(3月補正)について

令和5年度教育費予算案(3月補正)について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和6年1月24日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

国の補正予算活用に伴う小学校大規模改修工事に係る経費の増額及びマイクロバスの購入に係る経費の減額を行うため、令和5年度3月補正予算案として、市長に申し入れるものである。

令和5年度教育費予算案(3月補正)説明書

(1)歳出概要及び財源内訳

(単位:千円)

No.	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費	財源内訳				
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10.2.3 (教育総務課)	小学校大規模改造事業	国の予算による補助金を活用し、令和6年度に実施予定の袖ヶ浦東小学校及び谷津南小学校の大規模改修工事を前倒しで実施する費用について、増額補正をするものである。 また、3月補正による対応であるため、年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定するものである。 業務運営関係委託料 86千円 施設設備改修工事 389,499千円 建設事業負担金 4,000千円	393,585	94,916	0	298,300	0	369
2	10.4.2 (習志野高校)	高等学校管理運営費	当初予算に計上していたマイクロバスの購入経費について、減額補正をするものである。 車両購入費 ▲12,240千円	▲12,240	0	0	0	▲12,240	0
合 計				381,345	94,916	0	298,300	▲12,240	369

補正前の額	補正額	補正後の額
11,886,985	381,345	12,268,330

(2)繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
		内 容	
10 教育費	2 小学校費	小学校大規模改造事業	393,585
		袖ヶ浦東小学校及び谷津南小学校大規模改修工事に係る費用	

議案第2号

習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する
規則の制定について

議案第3号

習志野市教育機関組織規則の一部を改正する
規則の制定について

議案第4号

習志野市学校職員安全衛生管理規定の一部を改正する
訓令の制定について

～ 令和6年度
習志野市教育委員会事務局機構改革 ～

令和6年1月24日
習志野市教育委員会
第1回定例会

1. 規則等の制定について

規則等制定の目的

- ・教育委員会への要望・対応が多様化
- ・即時即応適切な対応が求められている
- ・組織・職員を効率的に配置
- ・組織並びに職員の能力を十分に発揮

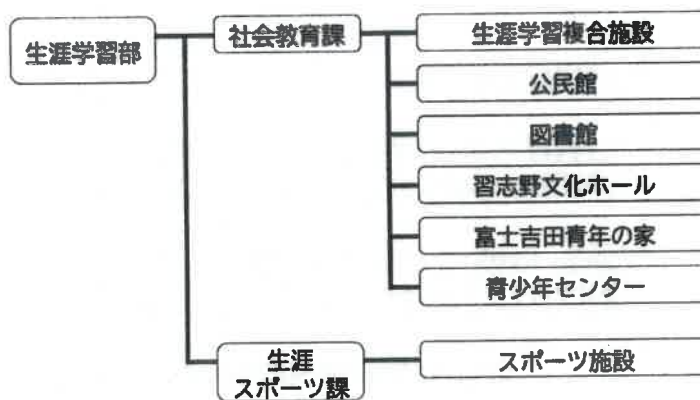
令和6年度に機構改革を行うもの

2. 現在 (R5) の組織



2

2. 現在 (R5) の組織



3

3. 機構改革案

(1) 「保健体育安全課」新設

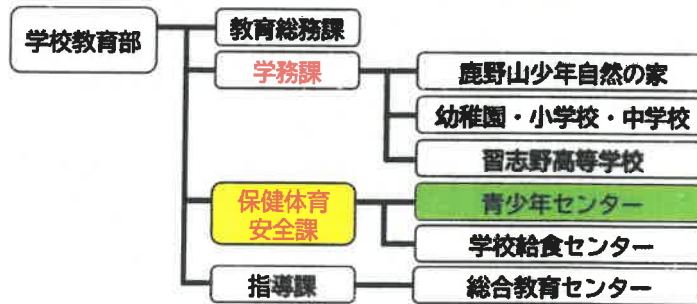
- ・児童生徒の健康を守る
- ・安全対策により一層取り組んでいく

- ・不審者対策、通学路の安全

学校給食の安全、児童生徒の健康を守る

青少年センター機能

保健体育安全課を新設



4

3. 機構改革案

(2) 「総合教育センター」位置づけ変更

- ・教育に係る情報の収集分析
- ・今後の教育の在り方
- ・先進的な考えを取り入れていくための研究

- ・教育のシンクタンク機能を強化

総合教育センターの位置づけ変更

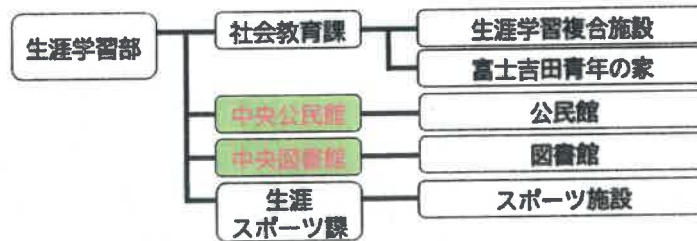


5

(3) 「中央公民館・中央図書館」位置づけ変更

- ・司令塔としての役割
- ・知的好奇心を探求する学習の場
- ・より現場でのアイデア、市民の声を生かす

- ・主体的かつ効果的に
公民館、図書館行政を推進
中央公民館・中央図書館の位置づけ変更



機構改革により、

組織並びに職員の能力を十分に発揮
児童生徒、保護者のニーズ、
時代の変化に柔軟に対応

将来の課題を的確にとらえた施策を実現

議案第2号
習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する
規則の制定について

議案第3号
習志野市教育機関組織規則の一部を改正する
規則の制定について

議案第4号
習志野市学校職員安全衛生管理規定の一部を改正する
訓令の制定について

～ 令和6年度
習志野市教育委員会事務局機構改革 ～

令和6年1月24日
習志野市教育委員会
第1回定例会

機構改革案



議案第2号

習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和6年1月24日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

昨今の児童生徒及び保護者のニーズ並びに時代の変化に柔軟に対応しつつ、将来の課題を的確に捉えた施策を実現していくことを目的として、令和6年4月1日付けで教育委員会事務局の機構改革を実施するため、改正するものである。

習志野市教育委員会規則第 号

習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

習志野市教育委員会行政組織規則(昭和47年教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第9条の表学校教育部の部学校教育課の項中「学校教育課」を「学務課」に改め、「保健給食係」を削り、同項の次に次のように加える。

保健体育安全課	保健体育安全係、給食係
---------	-------------

第9条の表学校教育部の部指導課の項中「指導係」を「学習・生徒指導係、教育支援係」に改める。

第10条の表学校教育部の部教育総務課の項第12号及び同部学校教育課の項中「学校教育課」を「学務課」に改め、同項第4号中「通園通学区域」の次に「の設定及び変更」を加え、同項第8号中「研修」を削り、同項中第12号から第17号までを削り、第18号を第12号とし、同項の次に次のように加える。

保健体育安全課

- (1) 学校体育、学校保健及び学校安全に関すること。
- (2) 幼児、児童、生徒及び学校職員の健康等に関すること。
- (3) 学校職員の安全衛生管理に関すること。
- (4) 通学路及び通園路に関すること。
- (5) 運動部活動の地域移行に関すること。
- (6) 青少年センターに関すること。
- (7) 学校給食に関すること。
- (8) 学校給食センターに関すること。

第10条の表学校教育部の部指導課の項第3号及び第4号中「こと」の次に「(保健体育安全課の所掌に係る事務を除く。)」を加え、同項第5号中「進路指導」を「及び進路指導」に改め、「こと」の次に「(保健体育安全課の所掌に係る事務を除く。)」を加え、同項第6号中「いじめ防止対策」の次に「及び教育機会の確保等」を加え、同項第11号中「の届出」を「及び自然体験学習」に改め、同項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を削り、第15号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (14) 部活動の地域移行の総括に関すること。

第10条の表生涯学習部の部社会教育課の項第10号を削り、同項第9号中「芸術文化」を「文化芸術」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第6号及び第7号を削り、同項第5号中「の指導育成」を「(他課の所掌に係るものを除く。)」に改め、同号を同項第8号とし、同項第4号を同項第7号とし、同項第3号中「公民館、図書館その他社会教育(他課の所掌に係るものを除く。第5号において同じ。)施設及び」を削り、「習志野市生涯学習複合施設」の次に「(習志野市中央公民館及び習志野市立中央図書館を除く。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項第2号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 公民館、図書館及びその他社会教育施設(他課の所掌に係るものを除く。)の整備に関すること。

第10条の表生涯学習部の部社会教育課の項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 生涯学習の振興についての基本的施策の立案及び推進に関すること。

(3) 生涯学習に係る相談業務に関すること。

第10条の表生涯学習部の部社会教育課の項中第19号を削り、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同項第16号中「公益財団法人習志野文化ホール」を「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」に改め、「こと」の次に「(生涯スポーツ課の所掌に係る事務を除く。)」を加え、同号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

(16) 市史編さん委員会に関すること。

第10条の表生涯学習部の部生涯スポーツ課の項第10号中「公益財団法人習志野市スポーツ振興協会」を「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団の業務のうち、スポーツ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって、同一の勤務条件により、同表右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

学校教育課	学務課
-------	-----

習志野市教育委員会行政組織規則（昭和47年教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行		改正後（案）																																			
<p>(部、課及び係の設置)</p> <p>第9条 事務局に次の表に掲げる部、課及び係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学校教育部</td> <td>教育総務課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学務係</td> </tr> <tr> <td>追加</td> <td>保健体育安全課</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>指導係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生涯学習部</td> <td>社会教育課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>生涯スポーツ課</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		部	課	係	学校教育部	教育総務課	略	学校教育課	学務係	追加	保健体育安全課	指導課	指導係	生涯学習部	社会教育課	略	生涯スポーツ課	略	<p>(部、課及び係の設置)</p> <p>第9条 事務局に次の表に掲げる部、課及び係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学校教育部</td> <td>教育総務課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学務課</td> <td>学務係</td> </tr> <tr> <td>保健体育安全課</td> <td>保健体育安全係、給食係</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>学習・生徒指導係、教育支援係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生涯学習部</td> <td>社会教育課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>生涯スポーツ課</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		部	課	係	学校教育部	教育総務課	略	学務課	学務係	保健体育安全課	保健体育安全係、給食係	指導課	学習・生徒指導係、教育支援係	生涯学習部	社会教育課	略	生涯スポーツ課	略
部	課	係																																			
学校教育部	教育総務課	略																																			
	学校教育課	学務係																																			
	追加	保健体育安全課																																			
	指導課	指導係																																			
生涯学習部	社会教育課	略																																			
	生涯スポーツ課	略																																			
部	課	係																																			
学校教育部	教育総務課	略																																			
	学務課	学務係																																			
	保健体育安全課	保健体育安全係、給食係																																			
	指導課	学習・生徒指導係、教育支援係																																			
生涯学習部	社会教育課	略																																			
	生涯スポーツ課	略																																			
<p>(事務分掌)</p> <p>第10条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 職員(学校教育課の所掌に属するものを除く。次号において同じ。)の任免に関すること。</p> <p>(13)～(24) 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(3) 略</p>		<p>(事務分掌)</p> <p>第10条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 職員(学務課の所掌に属するものを除く。次号において同じ。)の任免に関すること。</p> <p>(13)～(24) 略</p> <p>学務課</p> <p>(1)～(3) 略</p>																																			

現行	改正後（案）
<p>(4) 通園通学区域_____に関すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 教育職員の給与、<u>服務、研修</u>その他人事に関すること並びに市立の小学校及び中学校の教員の福利厚生に関すること。</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p><u>(12) 校外学習バスの運行に関すること。</u></p> <p><u>(13) 健康教育の指導に関すること。</u></p> <p><u>(14) 幼児、児童、生徒及び教職員等の健康等に関すること。</u></p> <p><u>(15) 学校保健、学校給食及び学校安全に関すること。</u></p> <p><u>(16) 学校職員の安全衛生管理に関すること。</u></p> <p><u>(17) 学校給食センターに関すること。</u></p> <p><u>(18) 鹿野山少年自然の家に関すること。</u></p> <p>追加</p>	<p>(4) <u>通園通学区の設定及び変更</u>に関すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 教育職員の給与、<u>服務</u> <u>_____</u> 其の他人事に関すること並びに市立の小学校及び中学校の教員の福利厚生に関すること。</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>削る</p> <p><u>(12) 鹿野山少年自然の家に関すること。</u></p> <p><u>保健体育安全課</u></p> <p><u>(1) 学校体育、学校保健及び学校安全に関すること。</u></p> <p><u>(2) 幼児、児童、生徒及び学校職員の健康等に関すること。</u></p> <p><u>(3) 学校職員の安全衛生管理に関すること。</u></p> <p><u>(4) 通学路及び通園路に関すること。</u></p> <p><u>(5) 運動部活動の地域移行に関すること。</u></p> <p><u>(6) 青少年センターに関すること。</u></p> <p><u>(7) 学校給食に関すること。</u></p>

現行	改正後（案）
<p>指導課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 教育職員に対する専門的事項の指導助言に関すること</p> <p>(4) 教育課程の指導助言に関すること</p> <p>(5) 学習指導、生徒指導、進路指導に関すること</p> <p>(6) いじめ防止対策</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>(11) 修学旅行、校外学習の届出</p> <p>(12) 教育職員の研修計画の立案及び実施（他課に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(13) 研究指定校等に関すること。</p> <p>(14) 総合教育センターに関すること。</p> <p>(15) 学校運営協議会に関すること。</p> <p>追加</p> <p>生涯学習部</p> <p>社会教育課</p> <p>(1) 略</p>	<p>(8) <u>学校給食センターに関すること。</u></p> <p>指導課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 教育職員に対する専門的事項の指導助言に関すること（<u>保健体育安全課の所掌に係る事務を除く。</u>）。</p> <p>(4) 教育課程の指導助言に関すること（<u>保健体育安全課の所掌に係る事務を除く。</u>）。</p> <p>(5) 学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること（<u>保健体育安全課の所掌に係る事務を除く。</u>）。</p> <p>(6) いじめ防止対策及び教育機会の確保等に関すること。</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>(11) 修学旅行、校外学習及び自然体験学習に関すること。</p> <p>削る</p> <p>(12) 研究指定校等に関すること。</p> <p>削る</p> <p>(13) 学校運営協議会に関すること。</p> <p>(14) <u>部活動の地域移行の総括に関すること。</u></p> <p>生涯学習部</p> <p>社会教育課</p> <p>(1) 略</p>

現行	改正後（案）
<p>追加</p> <p>(2) 略</p> <p>追加</p> <p>(3) 公民館、図書館その他社会教育（他課の所掌に係るものを除く。第5号において同じ。）施設及び習志野市生涯学習複合施設 —の整備及び管理に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 社会教育関係団体の指導育成 —に関すること。</p> <p>(6) 生涯学習の振興についての基本的施策の立案及び推進に関すること。</p> <p>(7) 生涯学習に係る相談業務に関すること。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 芸術文化の振興についての基本的施策の立案及び推進に関すること。</p> <p>(10) 文化の振興に関すること。</p> <p>(11)～(15) 略</p>	<p>(2) 生涯学習の振興についての基本的施策の立案及び推進に関すること。</p> <p>(3) 生涯学習に係る相談業務に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 公民館、図書館及びその他社会教育施設（他課の所掌に係るものを除く。）の整備に関すること。</p> <p>(6) <u>習志野市生涯学習複合施設（習志野市中央公民館及び習志野市立中央図書館を除く。）の整備及び管理に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 社会教育関係団体（他課の所掌に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>削る</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 文化芸術の振興についての基本的施策の立案及び推進に関すること。</p> <p>削る</p> <p>(11)～(15) 略</p>

現行	改正後（案）
<p>追加</p> <p>(16) <u>公益財団法人習志野文化ホール</u> に関すること</p> <p>(17) <u>青少年育成についての基本的施策の立案及び推進に関すること。</u></p> <p>(18) <u>青少年問題協議会</u>に関すること。</p> <p>(19) <u>青少年センター</u>に関すること。</p> <p>(20)～(24) 略</p> <p>生涯スポーツ課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>公益財団法人習志野市スポーツ振興協会</u>に関すること。</p> <p>(11) 略</p>	<p>(16) <u>市史編さん委員会</u>に関すること。</p> <p>(17) <u>公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団</u>に関すること (<u>生涯スポーツ課の所掌に係る事務を除く。</u>)。</p> <p>(18) <u>青少年育成についての基本的施策の立案及び推進に関すること。</u></p> <p>(19) <u>青少年問題協議会</u>に関すること。</p> <p>削る</p> <p>(20)～(24) 略</p> <p>生涯スポーツ課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団の業務のうち、スポーツ</u>に関すること。</p> <p>(11) 略</p>

議案第3号

習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和6年1月24日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

昨今の児童生徒及び保護者のニーズ並びに時代の変化に柔軟に対応しつつ、将来の課題を的確に捉えた施策を実現していくことを目的として、令和6年4月1日付けで教育委員会事務局の機構改革を実施するため、改正するものである。

習志野市教育委員会規則第 号

習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則

習志野市教育機関組織規則(昭和47年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1条」の次に「・第1条の2」を加える。

第1章中第1条の次に次の1条を加える。

(教育機関の所管)

第1条の2 教育機関の所管は、次のとおりとする。

教育機関	所管
中央公民館	生涯学習部
その他の公民館	中央公民館
中央図書館	生涯学習部
その他の図書館	中央図書館
総合教育センター	学校教育部
学校給食センター	学校教育部保健体育安全課
青少年センター	学校教育部保健体育安全課
少年自然の家	学校教育部学務課
青年の家	生涯学習部社会教育課

第12条第2号中「資質向上のための研修」を「研修制度の調査及び研究並びに研修に関する基本方針の立案」に改め、同条第3号中「に対する専門的事項の指導助言」を「の研修の総合計画の立案及びその実施」に改め、同条第6号中「相談」を「就学指導及び相談」に改め、同条中第17号を削り、第18号を第17号とする。

第13条第1項中「置く」の次に「ことができる」を加える。

第14条を削り、第14条の2を第14条とする。

「主査補

第39条の表技術職員の項中「主任技師」を 副主査 に改める。

主任技師」

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

現行	改正後（案）
<p>(3) <u>教育関係職員に対する専門的事項の指導助言</u> に関することと。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 特別支援教育に係る _____ 相談に関すること。</p> <p>(7)～(16) 略</p> <p><u>(17) 総合教育センター運営委員会</u>に関すること。</p> <p><u>(18) 他の教育機関及び教育研究団体との連絡調整</u>に関すること。 (研究協力員)</p> <p>第13条 総合教育センターに、研究協力員を置く _____。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>(運営委員会)</u></p> <p>第14条 <u>総合教育センターに、総合教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>運営委員会は、総合教育センターの毎年の事業計画その他必要な事項について協議し、所長に助言する。</u></p> <p>3 <u>運営委員会の委員は、10名以内とし、所長の申出に基づいて教育長が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、運営委員会の組織及び運営について必要な事項は、所長が定める。</u></p> <p>第14条の2 略</p> <p>(職員名、職及び職務)</p>	<p>(3) <u>教育関係職員の研修の総合計画の立案及びその実施</u>に関することと。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>特別支援教育に係る就学指導及び相談</u>に関すること。</p> <p>(7)～(16) 略</p> <p>削る</p> <p><u>(17) 他の教育機関及び教育研究団体との連絡調整</u>に関すること。 (研究協力員)</p> <p>第13条 総合教育センターに、研究協力員を置く<u>ことができる。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>削る</p> <p>第14条 _____ 略</p> <p>(職員名、職及び職務)</p>

現行		改正後（案）	
第39条 略		第39条 略	
職員名	職	職員名	職
略		略	
技術職員	主任技師 技師 技師補	技術職員	主査補 副主査 主任技師 技師 技師補
上司の命を受け、技術に従事する。		上司の命を受け、技術に従事する。	
略		略	

議案第4号

習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について

習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を別記のように制定する。

令和6年1月24日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提案理由

令和6年4月1日施行の教育委員会事務局の機構改革に伴い、習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正するものである。

習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
習志野市立学校職員安全衛生管理規程(平成11年教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第14条中「学校教育課長」を「保健体育安全課長」に改める。

第17条中「学校教育課」を「保健体育安全課」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

習志野市立学校職員安全衛生管理規程（平成11年教育委員会訓令第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第14条 市委員会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学校教育部学校教育課長</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第17条 市委員会の庶務は、<u>学校教育部学校教育課</u> において処理する。</p>	<p>第14条 市委員会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学校教育部保健体育安全課長</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第17条 市委員会の庶務は、<u>学校教育部保健体育安全課</u>において処理する。</p>